

『法学講義』治政論の主題と構造

——経済学の生誕と『法学講義』その二——

目 次

- 一 自然価格論の展開と治政批判
 - (1) 富裕論の構成
 - (2) 価格論の基本構造
 - (3) 自然価格論の主題
 - (4) 価値概念の実態
- 二 貨幣論と重商主義批判
 - (1) 二重の構成逆転問題
 - (2) 重商主義批判としての構造

田 中 正 司

(3) 循環・成長理論化の契機

(4) 『法学講義』貨幣論の限界

三 緩慢進歩論と自然的進歩論

(1) 富裕の自然的進歩視点の登場

(2) 富裕の進歩のおそい原因の考察

(3) 緩慢進歩論の意図と実態

(4) 「治政」経済理論の未成熟性

四 治政論と収入・軍備論の関係

(1) 治政論からの分離・独立の理由

(2) 政府観の変化の問題

五 正義論・治政論・『国富論』の関連

(1) 正義論と治政論の関連

(2) 『国富論』の主題と方法

(3) スミスにおけるブルジョア文明史観の問題

六 スミスにおける法学と経済学の関係

(1) スミス経済学の法学的構造

(2) 『法学講義』における経済学の生誕の内的必然性

一 自然価格論の展開と治政批判

(1) 富裕論の構成

『法学講義』正義論でハチスンの『道徳哲学体系』の批判的注解を主題としていたスミスは、前稿で説明したように、「治政」論の第一―二節^{セクション}で、人間の自然の交換性向に基づく分業の自然成長性を明らかにすることによって、現実の文明社会にみられる所有の重大な不平等にもかかわらず富裕の原因が分業にある次第を論証したのであった。⁽¹⁾ スミス分業論の出自をなしていたハチスン経済論に対する『法学講義』治政論の基本的意義と独自性がそこにあったことは明らかである。しかし、『講義』治政論の偉大さは、たんにその点にのみあったのではない。治政論の経済理論としての意義と特色は、こうした分業⇩富裕の自然法を価格・貨幣論レヴェルで具体的に証明しようとした点にある。先行思想に対する治政論の独自性の一つが分業論をそれに続くすべての経済分析の基軸にすえ、その上に統一的な経済理論を展開した点にあるといわれる所以はそこにあるが、彼はさらにこうした分業⇩富裕の自然法の実現を妨げる原因の解明を治政論の第四―五節^{セクション}の貨幣論と「富裕の進歩のおそい原因」(LJA, vi. 58) 論(以下、緩慢進歩論と略称)で行っていたのであった。『講義』の治政論が、I 自然的欲望論⇩II 分業・交換性向論⇩III 価格論⇩IV 貨幣論⇩V 緩慢進歩論の順で展開されていたのは、そのためであったが、彼はその上にさらにこうした分業⇩富裕の自然法の実現を保障する条件としての政府のVI 収入、VII 商業の影響、VIII 軍備等の主題をも「治政」論に続く講義の主題として扱っていたのであった。このうちIII以降VIIまでが、Aノートの第六草稿五八節以降でスミスが考察しようとした治政論

の課題としての彼のいう「富裕」論の主題(LJA, vi. 58)を構成するものであった⁽²⁾。

この「富裕」論の構成は、『講義』AノートとBノートの治政論を基底にしたと考えられる『国富論草稿』の構成と基本的に同じであるばかりでなく、『国富論』の構成とも大まか対応している。むしろ、『国富論草稿』が、『講義』治政論の第V節に相当する第五章の緩慢進歩論止りで、第VI節以降の主題には一切言及していないのに対し、Bノートの治政論は、『国富論』第五編の主題に相当する第VI—VIII節の主題をも含んでいる点では『国富論』により近いとすらいえる。とりわけ、『国富論』の第一編第一—三章の内実が治政論の議論と緊密な対応関係を示していることは、Bノート発見以来の研究によって明らかにされてきた通りである。⁽³⁾キナンをはじめ、『法学講義』治政論の意義を強調する論者が、既述のように一様に治政論のうちに『国富論』の出自をみてきたのも不思議ではない。しかし、これらの論者が一様に指摘していたように『法学講義』治政論が『国富論』の基礎をなしていたということは、必ずしも治政論の中にすでに『国富論』の基本的枠組が出来上っていたことを意味するものではない。『国富論』第一編第五—十一章(の価値・価格・分配論)と第二編(の蓄積・再生産論)は、治政論のそれと大きく内容を異にしているばかりでなく、貨幣論の構成・性格も、両者の間では決定的に変わっている。『国富論』は、後述のように、治政論の展開過程で直面した理論的難点を克服しようとしたスミスの多年の努力の産物として、大陸旅行以後の十数年に及ぶさまざまな経験と理論的思索に基づいて、治政論の主題を徹底して「理論化」したところに成立したものであった。『国富論』が『講義』治政論と基本的な枠組を同じくしながらも、内容的には全く別の書物といってよいほどの論理の精密化と構成上の逆転、関係がみられる根本の理由も、実はそこにあるといえよう。これに対し、治政論は、一言でいえば、『講義』正義論の歴史的批判の論理に理論的基礎を提供しようとしたものとして、『国富論』と同じ第四段階⁽⁴⁾の「商業社会」における人間の自然の(交換)性向に基づく分業・富裕の自然法の理論的説明を主題としたものであるが、

その自然法——その実現の「自然的過程」の解明は、あくまでも独占や政策批判のための手段として、治政批判の必要からその過程でいわば付随的に展開されたものにすぎないものであった。治政論の経済「理論」は、いまだ『国富論』のような上向法にまで高められたものではなかったのであるが、こうした「治政」論の理論的未成熟性が治政批判理論としての治政論の性格に基づくことは明らかである。しかし、治政論は、こうした弱点・限界性を含有していたにもかかわらず、反ってその故に、治政論の主題の継承・展開としての『国富論』の主題と構成、その成立過程を明らかにする上で、一つの決定的な意義をもつこととなったのであった。そこで次に、その次第を明らかにするため、『講義』の「富裕」論の主題と構造を『国富論』との対比において少しく掘り下げて考察してみよう。

(2) 価格論の基本構造

スミスは、前稿でその出自と主題を明らかにした「治政」論第二節の分業・交換性向論に続く、治政論の『国富論草稿』第三章相当個所で価格論を展開している。この価格論は、『国富論』第一編第六章の主題に相当する価格構成論からはじまっているが、彼はそこで商品の「自然価格」の構成要素として、労働時間の生存維持費と教育費と危険補償費をあげている。⁽³⁾ Aノートでは三・三〇講義で「労働の自然価格」が以上の諸要素からなる次第が語られたのち(LJA, vi. 59-63)、四・五講義で改めてそれらが商品一般の「自然価格」として定義し直されているが(LJA, vi. 67-69)、Bノートでははじめから以上の三要素が商品の自然価格の構成要素とされてゐる(LJB, 224-227)。スミスは、以上のような形で商品の自然価格を規制する事情(circumstances)を明らかにしたのち、商品の市場価格を規制する事情の説明に入り、両者の密接な関連を浮き彫らせている。その上で彼はさらに市場価格を人工的に自然価格から乖離させる独占や政策はすべて富裕を害するとして、独占・助成金批判を展開(LJA, vi. 84f., LJB, 230f.)しつつ

る。この独占・助成金政策批判は、治政論では価格論の中で可成り大きな空間を占め、Aノートでは四・六講義の中心主題をなしていた点であるが、彼はそこで「すべての独占が商品の価格を〔その自然の高さ以上に〕引上げる結果、国の富裕を害す」(LJA, vi. 87)、「助成金政策も、『人為的な富裕を生じさせ、』『産業の自然的均衡を毀す結果、国の富裕に有害』(LJA, vi. 92)な働きをする次第を克明に説いている。その上で、彼は「事物をその自然のコースのままにしておくのが最上の治政である」(LJA, vi. 97, LJB, 235)と結論している。

以上のようなスミスの価格論で第一に注目されることは、スミスが『講義』では商品の自然価格を上述のAノートの三・三〇—四・五講義に明確に示されているように、労働の自然価格と同一視していた点である。ミークや藤塚知義氏はじめ多くの論者がほぼ一様に、『講義』ではスミスは独立生産者モデルを想定していたとする最大の根拠はそこにある。⁽⁷⁾しかし、スミスは『講義』でも市場価格論では、地代・利潤の存在を前提した議論を展開している。たとえば、上述の産業の自然的均衡を破壊する政策批判の個所では、「事業に雇用される人手の数は、王国内の蓄積された^{ストック}資財に依存し、各特定部門毎では雇主の蓄積した資財に依存する」(LJA, vi. 93)として、雇主や製造業者と被雇用労働者間における蓄積資財の配分を想定した議論(LJA, vi. 93-95)が展開されている。同様にこの議論に続く個所では、「穀物奨励金は、穀物の価格を不断に引き下げてきたが、そのことの必然的な帰結は、穀物農場の地代もまた下がるということであった」(LJA, vi. 95。Bノートでは、「穀価が下がると、農場の地代も下がる」LJB, 234)という、地代を価格構成成分とする議論もみられる。

これらの事実を、明らかにスミスが新村聡氏の指摘するように、「穀物や家畜の価格には賃銀、利潤、地代の三者が含まれると考えていた」⁽⁸⁾ことを示している。問題は、こうした利潤・地代観念が治政論では市場価格論の中で表象されているだけで、自然価格論と乖離し、自然価格の構成要素として概念的に把握されていない点にあるが、その根本

原因は、スミスが『講義』や『草稿』ではいまだ利潤の源泉が賃労働の生み出す追加（剰余）価値にあるとの認識に到達していなかった点にある。⁽⁹⁾ スミスは、後述のように、『講義』ではいまだ価値・剰余価値認識を欠いていたため、利潤を「自然価格」の構成要素たらしめることができずに、「利潤は……自然価格を上回る販売価格から説明」⁽¹⁰⁾せざるをえなかったのである。『講義』の治政論に分配論が欠如していたのも、こうした『講義』の自然価格論の実態と無関係ではないが、こうした『講義』価格論の限界と弱点は、『国富論』と対比するとき一目瞭然となることであろう。

『国富論』第一編は、周知のように、分業・交換性向論（第一—三章）からはじまって、貨幣（第四章）↓価値（第五章）↓価格構成論（第六章）の順で展開されているが、彼はそこで商品価格（交換価値）の規制原理としての「財貨の価値が……それを他の商品と交換しようとする人にとっては、それによって購買または支配しうる労働量に等しい」⁽¹¹⁾（W.N.T.）ことを明らかにしたのち、それらの価値（支配労働量）が「資本の蓄積と土地の私有に先立つ初期未開の社会状態では」それに投下された労働量に等しかったことを指摘している。スミスは、商品の交換価値が支配労働量によって規定されることを認めながらも、商品の価値はそこに投下された労働量によって規定されると考えていたのである。スミスの価値論が曲りなりにもたんなる交換価値論と異なる労働価値論といわれうる所以はそこにあるが、資本の蓄積と土地の私有以後の文明社会では、投下労働量と支配労働量とは一致せず、生産物総量の支配労働量はその生産に投下された労働量よりも大きくなる。その差が労働者の生み出す剰余価値＝利潤を構成するが、スミスは『国富論』第一編第六章で労働者が原料の価格と自らの賃銀相当分以外にさらにこのような追加価値を生み出す次第を論証することによって、文明社会では商品の「自然価格」が賃銀と利潤と地代からなることを概念的に明確化したのであった。

スミスは、このように『国富論』では『講義』とちがって資本の蓄積と土地の私有以降の文明社会においては商品の自然価格の規定要因が賃銀、利潤、地代からなることを理論的に明確化したのち、商品の「自然価格」を規定する賃銀、利潤、地代の「自然率」の「特定の内容」のさまざまな環境に即した分析をすることを通して、いわゆる分配論を展開している。これに対し、治政論では、前述のような価格構成論に基づく自然価格と市場価格の関連分析と、それに基づく独占・政策批判が展開されているだけで、商品の自然価格説明の前提としての価値・剰余価値論も、その帰結としての分配論も展開されていない。しかし、このことは、必ずしもスミスが『講義』時点では資本―賃労働関係認識を欠いていたことを意味するものではない。治政論の第二節^{セクション}ですではっきりと今日の文明社会にみられる所有の重大な不平等にもかかわらず富裕の原因が分業にあるとの認識を確立し、その前提としての資本―賃労働関係とその帰結としての生産物価値の利潤と賃銀とへの分割の事実 (c.g. IJA, vi. 38) を認識していたスミスは、⁽¹⁾治政論でも市場価格分析では既述のように利潤、地代の存在をはっきりと前提した議論を展開していたのである。にもかかわらず、スミスは治政論ではそれらを表象した議論を展開するにとどまり、利潤の源泉についての明確な認識をもちえなかったため、利潤や地代を自然価格の構成要素として概念的に把握することができないままにとどまっていたのであった。この事実、彼が治政論ではいまだ第二節^{セクション}の分業論に対応する価格論を展開しえず、現実の文明社会にみられる所有の重大な不平等にもかかわらず分業による富裕の可能性を、『国富論』とちがって、価格論レヴェルでは理論的に論証しえなかったことを示すものといえよう。それは、当時のスミスの資本主義認識の不十分さの表明である以上に、『国富論』と異なる『講義』価格論の未成熟性の表現に他ならない。⁽¹²⁾その根本原因が利潤の源泉認識の欠如にあったことはすでにみた通りであるが、こうした『講義』価格論の実態・未熟さは、治政論と『国富論』の価格論の量的差異からも窺い知られるだけでなく、治政論自体でも、価格論はそれに先立つ分業論や次節の貨幣論

との比較においても質量ともに圧倒的に貧弱なことにも示されているといえよう。

『国富論』と『講義』の価格論を対比した場合に注目されるもう一つの差異は、治政論では商品価格の「特定の内容」の具体的分析よりも、自然価格と市場価格の関連分析を基盤にした独占・助成金政策批判が価格論の中心主題をなしている点である。周知のように、『国富論』では、価値・価格構成論を基軸とする価格理論がそれとして展開される一方、治政論では価格論の中核原理をなしていた「自然価格」論の占める比重が表面的には相対的に小さくなり、それを原理とする独占・助成金政策批判は、基本的に第四編に移されている。価格論そのものの中で独占・助成金批判が意図的に展開されていただけでなく、それこそが価格論の中心主題の観すら呈していた治政論とは、その点、決定的に異なっている。一言でいえば、『国富論』では価格論がそれとして純粹「理論」化されているのに対し、「治政」論では治政批判が価格論自体の中心主題となっている。しかし、この事實は、必ずしも『国富論』の価格論が治政論のそれと主題を異にしていたことを意味するものではない。『国富論』の価格論は、彼が治政論の価格論で分業・富裕の自動メカニズムその「自然的過程」の具体的論証による治政批判原理としていた「自然価格」論の論理的帰結として展開されたものであった。『国富論』の価値・剰余価値論が、既述のように、『講義』の「自然価格」論における利潤概念の欠如認識を契機として成立していたことがその一つの証左をなすが、スミスが『国富論』の第一編第七——一章で展開した膨大な価格論も、実は彼が治政論の価格論の中心主題としていた政策批判原理としての「自然価格」論の主題の展開として構築されたものであった。そこで次にその次第を明らかにするため、彼が治政論で「事物の自然的過程」の解明による治政批判の中核原理としていた「自然価格」論の主題と構造を具体的に検討してみることにしよう。

(3) 自然価格論の主題

「自然価格」とは、治政論におけるスミス自身の概念規定によれば、「特定の仕事に従事するように人を勧誘するのに必要な価格である」(LJA, vi. 67)。この「自然価格を規制する事情 (circumstances)」は、市場価格を規制する事情、すなわち、需要の大きさ、この需要にこたえる現存 (供給) 量、需要者の貧富と少しも関連がないようにみえるけれども、市場価格は……自然価格と密接に関連しており、自然価格と同じ仕方で騰落する」(LJA, vi. 81)。市場価格は、自然価格を中心に、それをめぐって騰落する。「市場価格と自然価格は、それゆえ、悪い治政によって妨げられない限り、自然に合致する」(LJA, vi. 83)。

このようなスミスの考え方は、彼が治政論でも『国富論』と同様に、自然価格を独占がないときに競争が行きつくしたところに自然に実現される市場価格の「中心価格」(WN, I. vii. 15)と考えていたことを意味するが、彼はこのような市場価格の中心価格としての自然価格こそ国の最も富裕な状態を指す価格であると考えていたのであった。スミスは、人間がその自然の感情に従って自由に競争するとき、そこにおのずから実現される市場価格の「中心価格」としての「自然価格」こそ、人を労働に誘導するのに十分な価格であると共に、「公共の富裕」(LJA, vi. 84)にとって最も好ましい状態を指す価格であると考えていたのであるが、このスミスの価格論は、それ自体当時の重商主義的富裕観に対する批判的意味をもつものであった。

当時の重商主義者は、貿易差額の増大による貨幣増大⇨富裕の増大と考えていたため、差額増大に役立つ独占を富裕への道として肯定していたのであった。当時の支配的な見解によれば、独占も、差額増大⇨貨幣蓄積⇨富裕⇨公益に役立つ限り、それなりに「正義」であると考えられていたのである。「国富論」第三―四編が、こうした形で独占

を公益＝正義の名の下に擁護する思想を生み出した「利害、偏見、法規ならびに慣習」(WN, I. x. c. 26)の批判を中心主題とするものであったことは、スミス自身が明言し、最近の研究によってより明確にされた点であるが、スミスはこのような重商主義的富裕観に対し、治政論においてすでにいち早く富裕は、貨幣量の多寡ではなく、多数の人民が物資を豊富(安価)に提供される点にあり、「すべての独占は、商品の価格を騰貴させるので、国の富裕に害になるにちがいない」(LJA, vi. 87)ことを説いていたのであった。スミスは、「市場価格を自然価格以上に引上げることを意図するいかなる政策も、公共の富裕と国の自然的富を減ずる。なぜなら、高価と稀少、豊富と安価は、同義語であるということができるからである。なぜなら、たっぷり充滿しているものは何でも下層の人々に売られるであろうが、稀少なものは上級の金持の人々だけにしか売られず、従って量も少ないからである」(LJA, vi. 84)と考えていたのである。このようなスミスの考え方が、独占による差額の増大を富裕への道として自らを正当化していた「東インド、トルコ、ハドスン湾のようなすべての会社」(LJA, vi. 88)に象徴される当時の重商主義政策を批判の対象としていたことは明らかである。スミスは、独占がないときには市場価格が自然価格に帰着する次第を論証したのち、もっぱら政策批判を展開していた治政論の価格論の構成そのものが示しているように、自然価格論を重商政策批判のために展開していたのである。「自然価格」が政策批判概念であるといわれる所以はここにある⁽¹³⁾。

問題は、こうした治政批判概念としての「自然価格」の具体的内実についてのほり下げた分析が行われることなく、あたかも市場価格の超越的規制原理でしかないかの如く解されてきた点にある。スミスの「自然価格」が、自然法の原理としての「胸中の感情」同様、一切の具体的規定性を欠いた unerkentbar Ding an sich であるかの如く解されてきた所以はそこにある。『国富論』におけるスミス自身の概念規定によれば、自然価格は、たしかに、独占がないとき、競争が行きつくしたところに実現される「自由競争価格」(WN, I. vii. 27)ないし「あらゆる商品の価格がたえ

ず引き寄せられる中心価格」(WN, I. vii. 15)に他ならない。それは、より現代的には市場価格の変動を貫いて長期的に実現される長期均衡価格であるということもできるであろうが、いずれにしても、それがその限り、市場価格の変動の波間にはのみえるだけの、具体的には実現されることのない価格でしかないことは明らかである。しかし、こうした中心価格ないし長期均衡価格としてのスミスの「自然価格」は、決して一切の具体的規定性を欠いた、市場価格の超越的規制原理でしかなかったのではなく、スミスの自然価格論の主題もそこにあったのではないことが注意される要がある。

政治論におけるスミスの価格論、その中核原理としての「自然価格」論の主題は、一言でいえば、商品の自然価格を規制する事情(circumstances)と、この自然価格を中心に変動する市場価格を規制する事情(環境)の考察を通して、市場価格の変動の波間に窺い知られる自然価格の「特定の内容」、その実現の「自然的過程」を明らかにすることによって、市場価格を自然価格から人工的に乖離させる独占や助成金政策を批判する点にあったのであった。スミスが政治論で「商品の価格を規制する諸事情(circumstances)」(LJA, vi. 74)の研究を価格論の主題とし、「市場価格を規制する諸事情」とならんで、「自然価格を規制する諸事情」(LJA, vi. 69)を明らかにしようとした理由はそこにある。スミスは、自然価格を規制(決定)する事情と、それを中心に変動する市場価格を規制する事情(環境)を明らかにすることによって、さまざまな環境における市場価格の具体的形態のうちに窺い知られる自然価格の「特定の内容」、その実現の「自然的過程」を自然価格と市場価格の環境分析を通して解明しようとしていたのである。彼が、「両者を規制する事情も、別々のようにみえるけれども、極めて緊密に関連している」(LJA, vi. 76)として、自然価格の特定の内容を両者の環境の関連分析を通して明らかにしようとしていたのが、その何よりの証左である。たとえば、彼は、諸商品の市場価格を規制する事情(環境)の具体的分析を通して、「労働の価格が穀物の価格に依存する」

(LJA, vi. 83) 次第を論証している。その上で、後者(穀価)が前者(労働)の自然価格の主たる内容を構成すると共に、それが労働の価格の規制原理として機能する次第を「穀物が安いときには、労働も安いであろう」(LJA, vi. 74)という言葉であらわしている。同様に、彼は奨励金の害悪を論じた個所でも、雇用労働量が資財メットツグの蓄積に依存し、資本トツ(財)は貨幣量ではなく、食糧に制限されるため(LJA, vi. 93-95)、ある部門の労働者数を増やせば、必然的に他のそれを減らす結果にならざるをえない次第を明らかにすることを通して、穀物奨励金が地代や牧草や肉の価格にどのような影響を与えるかを具体的に究明している(LJA, vi. 95-96)。

このような分析が、たんなる市場価格論ではなく、市場価格と自然価格の関連分析を手掛りとした経済の自然法則の具体的解明の試みとして、人間の自然の感情を動因とする「事物の自然的過程」と、その規制原理としての「自然価格」の「特定の内容」を自然価格と市場価格の環境分析を通してそれなりに具体的に分析しようとしたものであることは明らかである。スミスは、自然価格を規制する事情と市場価格を規制する事情(環境)の関連的考察を通して、市場価格の変動を規制する自然価格の特定の内容、その実現の自然的過程を手探る一方、そのことを通して、商品価格を引上げる独占や、市場価格を人為的に自然価格以下に引下げる助成金政策が「産業の自然的均衡をくつがえすため、国の富裕に有害である」(LJA, vi. 92) 次第を具体的に解明しようとしたのである(Cf. LJA, vi. 93-97)。

Aノートの価格論は、このようにいまだ多分に萌芽的ではあれ「最も富裕な価格」としての自然価格の「特定の内容」、その実現の「自然のコース」を特定化し、市場価格と自然価格の関連分析を通してそこに垣間みられる価格メカニズム・交換と富裕の自然法を具体的に論証することによって、その実現を妨げる政策を批判することを主題としたものであったのである。⁽¹⁵⁾『国富論』と異なる治政論の価格論の限界は、こうした自然価格と市場価格の関連分析の成果が「自然価格」論に十分反映されず、自然価格の概念規定が既述の如く市場価格論の現実認識と乖離したまま

にとどまっていた点にある。その一つの原因が剰余価値認識の欠如にあったことは明らかである。スミスは、既述のように、市場価格論でははっきりと利潤や地代を表象した議論を展開しながら、『講義』ではいまだ利潤の源泉についての明確な認識をもちえなかったため、利潤や地代は「自然価格」を上廻わる「販売価格」から説明せざるをえなかったのであるが、自然価格の構成内容がこのように市場価格の現実認識とちがって、地代・利潤範疇を欠如した独立生産者の内容では、重商主義的独占 $\parallel$ 高利潤や政策批判原理としての「自然価格」論それ自体が正しく機能しないことはいうまでもない。治政論では自然価格と市場価格の関連分析を主に行っていたスミスが、『国富論』では既述のような価値・剰余（追加）価値論を展開する一方、そうした利潤概念の深化に伴って改めて賃銀、利潤、地代を構成要素とする「自然価格」論の具体的展開を意図した所以はそこにある。

スミスは、『講義』価格論の第一節の「自然価格の構成要素」論に相当する『国富論』第一編第六章の価格構成論で、既述のように商品の「自然価格」が賃銀と利潤と地代とからなることを明らかにしている。この『国富論』の構成価格論とその前提としての第五章の支配労働価値説が、治政論の価格論には欠如していた価値・剰余価値論に立脚していることは明白であるが、この構成価格論が「資本（財）の蓄積と土地の私有に先立つ初期未開の社会状態」とは異なる文明社会の生活環境を前提していることは、スミス自身が第六章の導入部分で明言している通りである。

スミスは、その上で次の第七章で、『講義』価格論の第二節に相当する「自然価格と市場価格」論を展開しているが、この第七章では治政論とちがって自然価格については何らの具体的分析を行わず、その規定事情の具体的分析・説明はすべて第八章以降に譲り、市場価格論も、治政論とちがって需要―供給関係だけで説明している。既述のように、『講義』では、自然価格を規制する事情が市場価格を規制する事情との関連において考察され、それに基づいて治政批判がなされていたが、スミスは『国富論』では、こうした自然価格と市場価格の関連分析を行っておらず、そ

れに代って、第八章以降で、自然価格の構成要素としての賃銀、利潤、地代の自然率の規制事情（環境）の詳しい研究をしている。彼が第七章の結論部分で「自然価格は、その構成部分のおおの、すなわち、賃銀、利潤、地代のおおのの自然率と共にそれ自体変動する。そして、この率は、いかなる社会においても、その環境によって、すなわち、その貧富の度合や、その社会が進歩しつつあるか、静止的であるか、衰退状態にあるかに従って、変動する。私は、以下の四章で、これらのさまざまな変動の原因をできる限り十分かつ明瞭に説明するように努めたい」（WN, I. vii. 33）として、賃銀、利潤、地代の自然率を決定する事情（環境）の研究を第八章——一章の主題としていたのが、その何よりの証左である。彼は、「自然価格」が環境によって変動することをみたが故に、自然価格を規定する事情をそのさまざまな環境に即して具体的に検討することによって、自然価格の「特定、内容」を具体的に特定化（specify）する⁽¹⁶⁾ことを『国富論』の主題としたのである。こうした『国富論』価格論の特色は、第一編の第八章——一章で「自然価格」の構成要素としての賃銀、利潤、地代の自然率を規制する事情の環境分析——そのためのケース——環境分析が縦横に展開されていることにも示されているといえよう。たとえば、彼は、第八章の賃銀論の冒頭で、「土地の領有と資本（財）の蓄積に先立つ事物の本源的状态では、労働の全生産物は労働者に帰属する」（WN, I. viii. 2）が、文明社会の環境では利潤と地代とが控除される次第を明らかにした上で、さらに社会環境による賃銀の差異を上昇—静止—衰退のケースに分けて詳しく分析している。

同様な手法は、第九——一章の利潤論や地代論でもみられるが、これらの事実⁽¹⁷⁾は、『国富論』の主題が、治政論とちがって、『講義』ではいまだ具体的な分析の対象とまではならなかった自然価格の「特定、内容」をそのさまざまな環境に即して具体的に明確化する点にあったことを示すものといえよう。既述のように、治政論では分業論と貨幣論の間に小さくはさまれていた価格論が、『国富論』になって質量ともに大幅に増大・精密化したのはそのためであ

るが、スミスが『国富論』でこのように賃銀、利潤、地代の自然率の環境分析を全面的に展開した根本理由は、彼が『講義』価格論の主題としていた治政批判^{ポリティクス}のためには、自然価格の構成要素を資本主義社会の環境に適合したものとするだけでなく、その「特定の内容」をそれぞれの環境（事情）に即して具体的に特定化しない限り、批判が現実化しないことを認識するに至ったためである。その次第を端的に示しているのが第一〇章の論理である。それは、第八―九章の分析を通して明らかにされた賃銀および利潤の自然率と金銭上の賃銀および利潤との差異を生み出すものが、「職業そのものの何らかの事情」によるものか、「事物を完全な自由放任しないヨーロッパの政策」(W.N. I. x. p. 5) によるものかを具体的に特定化することによって、前者に基かぬ差異が後者による次第を具体的に明確化しようとしたものであるといえよう。⁽¹⁷⁾

スミスが第八―十一章で賃銀、利潤、地代の自然率の規定事情の環境分析をした理由はここにあるが、彼はこのような自然価格の環境分析とそれに対応する価値・剰余価値認識の深化の結果、『国富論』ではじめて『講義』の分業論に対応した価格論とその帰結としての分配論を展開することができたのであった。スミスは、「自然価格」の「特定の内容」を未開―文明のそれぞれの環境に即して具体的に特定化することを通して、分業労働の生産物が社会の諸階級間に自然に配分されてゆくプロセスを具体的に解明すると共に、所有の重大な不平等にもかかわらず分業・富裕の可能性を理論的に論証したのである。『国富論』の価格論が、治政批判のための手段でしかなかった『講義』のそれとちがって、理論的形態をとりえた所以はそこにある。しかし、そのことは、彼が『国富論』では治政論の価格論の中心主題をなしていた治政批判の意図を棄てたことを意味するものではない。上述の『国富論』価格論の構成・展開は、むしろ『講義』価格論の中心主題であった治政批判のための「理論」形成を意味するものであった。スミスは、『国富論』で、『講義』価格論の主題をなしていた治政批判のための、批判原理としての「自然価格」論を具体的に経

済「理論」化しえたが故に、『国富論』では理論と批判を切り離し、第一―二編の理論の上に改めて第三―四編の歴史的現状批判を展開することとなったのである。『国富論』では「治政」論とちがって理論篇と歴史・政策篇とが分離されているのはそのためであるが、このような理論編と政策篇との分離それ自体が治政批判のためであったことは、純粹理論化された第一編自体でも、随所に治政批判が展開されていることから知られよう。『国富論』の価格論は、賃銀、利潤、地代の自然率をそれぞれの環境に即して具体的に特定化することによって、その実現を妨げるものが何であるかを具体的に明らかにするための、政策批判理論の構築を主題とするものであったのである。それは、政策（歴史的現状）批判のための「理論」構築Ⅱ「自然法の特定の内容」の確定を主題とするものであったということができるであろう。⁽¹⁸⁾

(4) 価値概念の実態

『国富論』の価格論は、このようにスミスが治政論の価格論で意図していた主題を展開したものであったが、その基底をなした『講義』の価格論自体は、既述のように政策批判の意図のみが先行し、そのための概念装置としての「自然価格」の環境分析を具体的には展開しえないままにとどまっていたのであった。彼が、治政論では自然価格の構成要素を労働のそれと同一視するにとどまり、自然価格の概念規定と市場価格の現実分析とが分裂したままにとどまっていたことの根本の理由も、実はそこにあったのであった。スミスは、治政論では「自然価格」を政策批判原理として提示しただけで、自然価格の「特定の内容」Ⅱその実現の「自然的コース」確定のためのケース―環境分析を資本―賃労働関係の現実において具体的に展開しえなかったため、「事物の自然の成り行き」にまかせるのが「最上の治政」である次第を観念的に強調するにとどまり、独占の善悪を具体的に明確化するための独占批判基準としての事物

の自然的コースの具体的解明も、独占がないときに実現される所有の重大な不平等にもかかわらず分業・富裕の可能性の価格・分配論・レヴェルでの理論的論証も、なしえないままにとどまっていたのである。

スミスが『国富論』の第一編で価格論の再構築をしたのはそのためであったが、こうした「治政論」価格論の弱体性は、『講義』にはいまだ剰余価値論はおろか、価格原理論としての価値論自体が基本的に欠落していた点にも示されているといえるであろう。

スミスは、『講義』でも既述のように「労働の自然価格」を投下された労働時間で量り、手職人たちが金持から「受取ったものと等価値の時間と労働」(LJA, i. 118)が交換の規制原理をなす次第を事実上認めていただけでなく、Bノートの金銀比価論の末尾では「貨幣ではなく、労働が価値の真の尺度である」(LJB, 244)ことを明言している。このようなスミスの思想は、彼が『講義』段階ですでに労働を(交換)価値の原理とする労働価値説の根本原理を身につけていたことを示している。とくに、上のBノートの言葉は、スミスが価値尺度としての貨幣の背後に労働生産物相互の交換を見通し、それこそが「国民の富裕」に他ならないことを主張していたことを示すものとして注目される⁽²⁰⁾。しかし、上述のスミスの思想は、彼が『講義』で貨幣価値変動との関連で労働を不変の価値尺度とする労働価値説を展開していたことを意味しない。スミスが注解の対象としていたハチスンが、『道徳哲学体系』の中ですでにいち早く「労働、穀類、家畜の価値」の不変性と、それに対する貨幣価値の変動性をはっきりと承認し、その主題について議論を展開していたのに、⁽²¹⁾『講義』には、のちに詳論するように、AノートはもとよりBノートにも、こうした貨幣価値変動に伴う価値尺度問題への論及はない。上のBノートの原文も、金銀比価論の末尾で、貨幣の価値尺度機能論への補足として断片的に付加されたものにすぎず、貨幣価値変動の問題との関連において展開されたものではない⁽²²⁾。これらの事実、スミスが『講義』ではいまだ明確な「価値」観念をもたず、それに基づく価値論構築の必要を

感じていなかったことを示している。現に、スミスは、アンダスン・ノートでは、価値・価格用語をほとんど無差別に使用しており、『講義』でも、「鑄貨の価値」と「商品の価格」とが対置されるだけで、価値と価格の論理次元の差異はまだ明確には把握されていない。⁽²³⁾『講義』には価値論が基本的に欠落していたといわれる根拠はそこにある。スミスは『講義』ではまだ彼がそこで意図していた独占批判原理としての「自然価格」論の確立のためにも、貨幣価値の変動に左右されぬ不変の価値尺度の確立が必要であり、そのためには価格論と貨幣論と(労働)価値論の関連をもつと有機的に考えねばならないことを知らなかったのである。⁽²⁴⁾治政論では、価格論と、価値論展開の直接の契機をなす貨幣論とが別々に扱われていただけでなく、貨幣論自体でも価値尺度論の中核をなす不変の価値尺度問題は分析の対象とされていないのは、こうした『講義』の実態を最も端的に示すものといえよう。

『国富論』の価値・価格論は、こうした治政論の実態に対する反省から生まれたものであった。彼が『国富論』第一編で、後に詳論するように、第六章以降の価格論に先立って貨幣・価値論を展開し、その上で改めて、「自然価格」の環境分析に基づく膨大な価格論を展開した根拠はそこにあったが、それとは逆に治政論の価格論は、『国富論』のそれとは量的にも質的にも比較にならぬほど貧弱でお粗末なものでしかなかっただけでなく、治政論自体の中でも、分業論や貨幣論とちがって中核的な位置を占めていなかったのである。

こうした治政論の価格論の弱体性は、一つには、スミスが『講義』ではハチンスンの市民社会論的分業論批判に精一杯で、いまだ分業・富裕の可能性の価値・価格・分配論レベルでの理論的論証にまで至りえなかったためではないかと考えられるが、それにもまして注目されるのは、治政論におけるスミスの最大の関心が重商主義者の貨幣的経済政策批判にあった事実と関係があると考えられる点である。前者の点は、前稿で論証したような治政論の出自からも窺い知られるが、後者の点は治政論の貨幣論が『講義』の価格論や『国富論』の貨幣論とちがって、歴大で詳細を極

めている事実そのものの中にはっきり示されているといえよう。『講義』治政論は、ハチスンの政府的な政府の政策主義に象徴される重商主義者の貨幣的経済政策の批判を主題とするものであったため、彼は治政論では価格論よりもむしろ貨幣論に関心を集中し、彼がそこで意図した貨幣政策の本格批判のためには、貨幣論そのものよりも、価値・価格論を確立しなければならないことを知らなかったのである。

二 貨幣論と重商主義批判

(1) 二重の構成逆転問題

分業⇩富裕の理論的論証としての価格論で以上のような議論を展開してきたスミスは、治政論の第四セクションで、『国富論草稿』第四章相当の主題として貨幣論を展開している。治政論はこのように分業⇩価格⇩貨幣論の順で議論が展開されているが、この構成は価格論の前に貨幣論がおかれている『国富論』とは順序がちがう。そればかりでなく、貨幣論自体の主題の展開の順序も、『国富論』とは逆になっている。周知のように、『国富論』では、第一編第四章で交換手段としての貨幣の機能が論じられ、価値尺度論は、次の第五章の価値論の中で関説されているのに対し、治政論では、価値尺度⇩交易手段の順で議論が展開されている。

治政論における貨幣論の構成はこのように『国富論』と逆になっているが、この『講義』貨幣論の配列・構成も、ハチスンの『道徳哲学体系』のそれと基本的に同じである。ハチスンの『体系』を注解の対象としていたスミスは、貨幣論でもテキストの配列に従って議論を展開していたのである。「貨幣の起源と用途に関するスミスの歴史的叙述

が、その主題に関するハチスンの議論に極めてびったりと従っている⁽²⁷⁾といわれる所以はそこにある。しかし、ミスが貨幣論でもハチスンをテキストにし、その配列に従っていたということは、治政論の貨幣論の構成がハチスンと同じであったことを意味するものではない。

ハチスンは、「交易における財貨の価値と貨幣の本性⁽²⁸⁾」と題する『体系』第二編第二章の第一節で、商品の「値ないし価格」が効用、獲得の困難さ、稀少性に基づく需給関係によって規定されることを明らかにしたのち、それに続く第二節の冒頭で「交易のために諸財貨の価値を決定するためには、それらが双方に共通の尺度に還元されねばならない⁽²⁹⁾」ことを説くことから、貨幣論に入っている。この貨幣論では価値尺度としての貨幣の要件と交換手段としての貨幣の機能とが発生史的に考察され、貨幣鑄造の効用と、貨幣の名目変更や減価の害悪が問題にされている⁽³⁰⁾。これらの議論が基本的に『国富論』第一編第四章の貨幣論に相当することは明らかであるが、ハチスンは、以上の議論のち改めて、金銀量の増減に伴う貨幣価値の変動性と、それに対する労働と穀物の価値の不変性について論じている⁽³¹⁾。この問題が、不変の価値尺度の探求を主題とした『国富論』第一編第五章の主題と関連することは明らかであるが、ハチスンは、こうした価値論の主題につながる問題を価格論の中で貨幣の価値尺度機能との関連で論じていたのである。そのあとではじめて、ハチスンは価格決定要因の具体的考察を中心とする価格構成論を展開していたのである。

このような『道德哲学体系』(と『道德哲学綱要』)の第二編第二章の構成は、ハチスンが、「財貨の値ないし価格について」という『綱要』の本文の章名に最も明確に示されているように、価格論の中で、貨幣論と貨幣の価値尺度機能にからむ価値論の問題を商品価格決定のための価格論の主題として扱っていたことを示すものといえるであろう。ハチスンは、第一二章の経済章で貨幣論を価格論の一部として、価値と価格論との関連で展開していたのである。

が、このようなハチスン経済章の構成と配列が実質的には『国富論』のそれに近いことは明らかである。第一二章の構成は、第一節の財貨の（交換）価値ないし価格決定原理論としての需要—供給説と、第二節冒頭の交換の共通尺度としての貨幣の定義を別にすれば、『国富論』の交換手段としての貨幣論⇓価値（尺度）論⇓価格（構成）論の順序と同じ構成になっているからである。

ハチスンの経済章はこのような構成になっていたのに対し、スミスは治政論ではなぜかこのように貨幣論を価値・価格論と一体的に論じていたハチスン経済章を分解して、価格論と貨幣論を分離し、貨幣論を価格論に続く「富裕」論の第二の主題（LJA, vi. 38）として独立に論じている。貨幣論自体の構成も、ハチスンでは貨幣論の導入部でごく簡単にしかのべられていなかった価値尺度としての貨幣の本質規定がより精密に概念化されたのちに、このようにして「金銀が価値尺度になったことの結果として、金銀は交易手段にもなった」（LJB, 237. 傍点引用者）という形で流通手段論が展開されるという形態になっている。この構成は、価格論との関連を捨象した貨幣論だけの枠組でみる場合、ハチスンの貨幣論の価値尺度⇓交換手段の論理をより明確に概念化したものと考えられるが、ハチスンとちがって『講義』には、ハチスンが減価論に続く貨幣論の後半で展開していた『国富論』第一編第五章相当の不変の価値尺度論はないことが注目される。スミスが治政論で展開していた価値尺度論は、金銀がいかにして貨幣になったかという価値尺度としての貨幣の起源論にすぎず、ハチスンや、スミスが『国富論』で問題にした貨幣価値の変動に伴う不変の価値尺度の探求を主題にしたものではないことは明らかである。スミスは、何が財貨の（交換）価値の真の尺度たりうるかを貨幣価値論との関連で考えていたハチスンの議論を、治政論ではなぜか割愛してしまったのである。スミスは治政論では、ハチスンが一体的に扱っていた価格論と貨幣論とを分離しただけでなく、貨幣論の主題から貨幣価値変動に伴う価値論の問題をも削除していたのであるが、以上のような治政論における貨幣論の構成は、ハチ

スミスの経済章の構成がどちらかといえば『国富論』に近いのに、『講義』はハチスンとも『国富論』ともちがっていたことを意味するものといえよう。しかれば、スミスは、治政論ではなぜ、ハチスンが一体的に考えていた貨幣⇨価値⇨価格論を分離して、貨幣論を価格論のあとにもってきた上、貨幣価値変動に伴う問題を削除したのであるうか。そのスミスが、『国富論』では改めて貨幣論を価格論の前にもってくると同時に、貨幣論自体の配列をも逆転させたのは、なぜであろうか。

この二つの問いは、『講義』貨幣論の主題と、それに対する『国富論』の関係を理解する一つの鍵をなす点なので、少しく詳細に考察してみることしよう。

スミスが治政論でハチスンの配列に従いながら、それを実質的に逆転させる形で、分業論⇨価格論⇨貨幣（価値尺度⇨交換手段）論の順序で議論を展開したのは、『講義』の貨幣論が、実際には後述のように、貨幣の機能の解明を中心主題とするものではなく、商品の価値尺度としての貨幣がたんなる交換手段にすぎず、それ自体としては死蔵資本（dead stock）ではないことを明らかにすることによって、貨幣を富裕実現の不可欠の手段と考えていた当時の重商主義者の貨幣蓄積⇨成長論を批判することを本来の中心主題としていたためであった。価格論で「自然価格」の實現を妨げる独占を批判していたスミスは、価格論に続くこの第四節の貨幣論で、独占がない限り自然価格⇨富裕は長期的には必ず實現されるという、長期均衡論の価格メカ論に立脚する第三節の自然価格論を根拠にして、富裕の實現に果す貨幣政策の有効性を主張していた重商主義者の貨幣的経済政策を批判しようとしたのである。彼が貨幣論を価格論から分離し、価格論に次ぐ「富裕」論の第二の主題としての貨幣論で詳細な重商主義批判を展開した所以はそこにある。スミスは、分業・交換性⇨富裕の自然法を確信し、自然価格の長期的實現可能性に信頼をおいていたため、商品生産の本質に根ざす需要と供給の不均衡を是正する手段としての貨幣的分析の有効性に関心をもちなかったばかり

りでなく、人為的な貨幣の蓄積は、逆に自然価格の実現の阻害要因になると考えていたのである。彼が治政論で、後に具体的に論証するように、貨幣がたんなる価値尺度兼交換手段にすぎず、それ自体としては「死蔵資本」にすぎない次第の論証を貨幣論の中心主題としたのはそのためであったが、治政論の貨幣論はこのように重商主義批判を中心主題とするものであったため、ハチスンが経済章の中心主題の一つにしていた貨幣価値の変動に伴う財貨の価値尺度の問題は、彼の関心の外におかれてしまったのである。

彼が治政論で貨幣論を独立させながら、もっぱら重商主義批判に関心を集中し、貨幣論本来の主題の一つである不変の価値尺度問題に關説しなかった最大の理由は、そこにあったといえるであろう。スミスは、価格論で分業・交換性向ふ富裕の自然的コースの表現ないし帰結としての「自然価格」論を独占ならびに助成金政策批判原理として確立した上で、それに続く貨幣論で、貿易差額の増大による富裕の実現を意図する重商主義の貨幣的経済政策も、独占や助成金政策と同様、自然価格の実現を攪乱するので、富裕に障害になる次第を論証しようとしたのである。しかし、彼がこうした形で独占や重商主義政策批判原理として設定した「自然価格」が批判原理として正しく機能しうるためには、自然価格の構成要素が文明社会の現実の環境に適合したものでなければならぬだけでなく、自然価格論それ自体が貨幣価値の変動に左右されぬ不変の価値尺度論に立脚していなければならないことは明らかである。貨幣価値が変動する場合、市場価格を自然価格から乖離させるものが、政策の影響か、貨幣価値の変動の結果かは、市場価格の表示形態としての現実の貨幣価格をみただけでは判別できないからである。既述のように、スミスは商品の市場価格を自然価格から人為的に乖離させる慣行や政策の批判を自然価格論の中心主題としていたが、貨幣価格で表示される商品の市場価格は、新村聡氏の指摘するように、政策とは無関係な「金銀の価値変動だけからも変化する」⁽³³⁾ため、独占や政策の害悪を特定化するためには、どこまでが貨幣価値の変動によるものかどうかを予め確定しておく必要が

あるからである。治政論では、ヒュームの貨幣数量説批判にからんでごく簡単に貨幣価値変動に関説 (LJ B, 232-234) しただけで、ハチスンがすでに論及していた貨幣価値変動にからむ不変の価値尺度問題への積極的論及を避けていた。スミスが、『国富論』の第一編第五章で価値尺度としての労働・穀物・銀の対比論を展開し、その上に改めて「自然価格」論を構築した所以の一つはそこにある。彼は、治政批判原理としての自然価格論の確立のためには、貨幣価値の変動にかかわらず不変の価値尺度論と、それに基づく価値・剰余価値論の展開が不可欠なことを認識したため、重商政策批判の視点から構成されていた治政論の価格⇓貨幣論の配列のみならず、貨幣論自体における価値尺度⇓交換手段論の順序をも逆転させて、貨幣の価値尺度機能論をも含めた価値論を価格 (構成) 論の前にもってくる一方、『講義』貨幣論のもう一つの主題であった交換手段論は、分業に基づく商品交換関係の成立を可能ならしめる貨幣の本来の機能を論ずるものとして、価値・価格論に先立つ第四章で論ずることにしたのである。⁽³⁴⁾

ハチスン『道徳哲学体系』―『講義』治政論―『国富論』間にみられる二重の構成逆転の根拠はそこにあったのであるが、治政論の貨幣論のもつ意義、その独自性は、実はこうした貨幣論固有の問題とは別の主題を展開していた点にある。⁽³⁵⁾そこで次にその次第を明らかにするため、『講義』貨幣論の構成をA―B両ノートの差異にも配慮しつつ、具体的に考察してみることしよう。

(2) 重商主義批判としての構造

治政論の貨幣論は、Aノートでは「価値の共通尺度」(LJA, vi. 97) としての貨幣の機能から説きおこし、その帰結として成立する交換手段 (the instrument of commerce, or medium of exchange [LJA, vi. 101]) としての貨幣の機能の説明に進み、そのような流通手段としての铸貨の起源と特性を明らかにしたのち、減価その他の「铸貨の名

目価値の削減」(LJA, vi. 118) が「商業に極めて有害である」(LJA, vi. 119) 次第を強調することから議論が説きおこされている。ここまでの構成はハチスンと基本的に同じであるが、「同じなのはここまでで、スミスは、このあとさらに交換手段としての貨幣の機能にからむ問題として金銀比価 (LJA, vi. 125-6, LJB, 244) の問題にふれたのち、上述のような貨幣の機能論に対応する貨幣本質論を展開し、「交易手段としての貨幣の目的は財貨を流通させることである」(LJA, vi. 127)、「貨幣それ自体は「国富を増大しない死蔵資本にすぎず」(LJA, vi. 128)、「富裕は、貨幣ではなく、……生活必需品と便宜品の潤沢さと人民の勤勉に存する」(LJA, vi. 129) 次第を明らかにすると共に、その視点から、流通用の資本を減らす紙幣の効用を説いている。このスミスの議論が重商主義者の貨幣⇨富観の批判を意図したものであったことは、彼がBノートでマンをこのようなスミスの考え方と異なる銀行・貨幣観の代表者として批判している (LJB, 251) ことから明らかである。スミスは、Aノートでも四月一二日の講義の冒頭で、マンを最初の体系形成者とする「この体系は、私が説明に努めてきた体系とは全くちがう」(LJA, vi. 135) として、彼の批判の対象が「国の富裕を鑄貨と貨幣に求める体系ないし理論」(LJA, vi. 135) としての重商主義であったことを明らかにしている。彼はその上で、そのような体系の代表者としてのロック批判に進み、ロックは金銀以外の「穀物や衣類や家畜等の他の諸商品も、国富の一部をなすが、……腐敗しやすいので」「富の真実の成分」となるのは金銀だけである (LJA, vi. 135) としているが、「諸商品を真により大きな値うちをもったものにするのは、それらが消費可能である点にあり」(LJA, vi. 136)、「財は消費されても」「消費は産業を奨励し、富裕を増進する」(LJA, vi. 136) から差支えないとしている。スミスは、こうした形で当時の重商主義的貿易差額説の根底にあったロック的な貨幣⇨真実の富観を消費⇨生産の一体性論によって批判したのち、さらに「鑄貨と地金の輸出禁止」(LJA, vi. 146) その他重商主義政策の批判に進み、それらの規制が「循環の径路」を乱す結果になる次第を明らかにしている。その上で

「貨幣不足の心配はありえず」(LJA, vi. 150)・逆に、「不必要な富の蓄積はすべて……国内生産を妨げ、輸出を阻害する死蔵資本にすぎない」(LJA, vi. 152) 次第を論証している。

このようなスミスの貨幣論が、当時の支配的な経済学説であった重商主義の貨幣蓄積成長論と根本的に異なる経済観に立脚していることは明白である。彼は、「貨幣を蓄積することと富を蓄積することは、同じことである」(LJA, vi. 156)と考えて、あらゆる方法で貨幣の国内流入を図り、その国外流出を阻止しようとしていた重商主義者に対し、貨幣が「不自然な高さにせきとめ」られると、死蔵資本になるだけでなく、「あらゆる物を不自然に高い価格に引上げる結果にしかなりえないが、このダムに穴があいて、金がこれらの王国から流出すれば、すぐに自然価格が実現される」(LJA, vi. 157) 次第を明らかにしようとしたのである。その上で、彼は以上の分析の帰結として、「自由な商業こそ公平に考えて双方の利益になるにちがひなく」(LJA, vi. 160)、「流通の水路は、つねに、ひとりでに十分に満たされ」(LJA, vi. 162)・貨幣量は自動調整されるので、生産さえ基底にあれば、「いかなる国家も、貿易差額が逆であるために減びることはない」(LJA, vi. 167)が、浪費は国内でも国富を減少させるとして、マンドヴィルをも名指して批判したのである。

Aノートはここで草稿全体が終っているが、Bノートではこのあとさらに上述の議論の続きとして、ローの土地銀行批判(LJB, 270-281)と、利子・為替論(LJB, 282-285)が展開されている。

A—B両ノートの貨幣論の基本的相違点はこの二点で、それ以前は基本的にはA—Bとも同じ論旨・内容であるといつてよいが、貨幣論は全体的にはBノートの方がより明快で、Aノートよりも問題が理論化され概念化されている場合が多い。Bノートは、Aノートとちがって学生の講義ノートを整理・要約したものである(厳密には、その可能性が大きい)上、Aノートの論理の再考的關係にある分、Aノートより問題の本質把握が進んだのではないかと考えら

れる。BノートにはAノートにはないいくつかの新しい論点がみられるのも、そうした理論化の進展の帰結と考えられる。たとえば、金銀比価論の末尾に、価値尺度論の補足として挿入された既述の「貨幣ではなく、労働が価値の真の尺度である。国の富裕は、それ故、財貨の量と交換の容易さに存する」(LJB, 244)という概念化された表現は、AノートではなくBノートになってはじめて挿入されたものであった。同様に、紙幣の発行母体としての銀行の意義と効用について積極的に論及した銀行論(LJB, 247-250)も、Aノートにはない。Bノートではさらにこのようなスキズの貨幣本質論とそれに基づく銀行論とは反対に「銀行と紙幣の有害性」を強調する論者としてのマンの重商主義的貨幣観(LJB, 251)と、ジールの貿易差額論(LJB, 252)が名指しで批判された上で、その批判者としてのヒュームの理論が紹介(LJB, 252-3)されている。

これらの事実、Bノートの方がAノートよりも貨幣論⁴⁷としては理論化が進んでいることを示すもので、Aノートではかなり直接的な生の形で表現されていた重商主義批判も理論的により整理されているが、逆に、Aノートではロック批判の理論的根拠として使われていた消費⁴⁸と生産の一体性論⁴⁹その具体的論証のための年生産論やストック論等の視点は、Bノートでは曖昧化されている。その点に関するA-B間の差異を最も端的に示しているのが、Aノート(LJA, vi. 136-144)に展開されている年生産⁵⁰とストック論を基軸にする土地単一税論で、Aノートでは、以上の議論が、ロック理論批判の論拠として詳しく展開されていたのに、Bノートでは、ロック批判の該当箇所をはじめ、どこにもみられない。同様に、重商主義的貨幣蓄積成長論批判のための論理としての価格メカ論(LJA, vi. 152-3, 157)も、Bノートでは後退している。⁽³⁸⁾しかし、Aノートでは「この体制」(this system)(LJA, vi. 135, 146, 155)という言葉で表現されていた重商主義体制批判の論理はBノートでも一貫しており、重商主義的な貨幣と富観とそれに基づく差額説批判は、Bノートの方が理論的により明確に展開されているだけでなく、重商主義の背景にある国民

的嫉妬心批判 (LJB, 264, 265) も、B ノートの方がはっきりしている。

(3) 循環・成長理論化の契機

『法学講義』の貨幣論は、このようにA―B両ノートとも、ハチスンの貨幣論と異なり、徹底して重商主義の貨幣的経済政策批判を中心主題としたものであった。ハチスンがすでに展開していた『国富論』第一編第五章相当の価値尺度論が『講義』には欠落していた理由も、既述のようにそこにあったのであった。ハチスンの『体系』の批判的注解を意図していた『講義』でスミスがこの問題にふれなかったのは、スミス自身が『講義』ではまだ貨幣の価値尺度機能についての十分な考察を展開しえなかったことにもまして、『講義』の「貨幣」論における彼の関心の焦点が貨幣論それ自体よりも、重商主義の貨幣的成長論批判にあったためであったのである。しかし、これらの事実は、必ずしも『講義』の貨幣論の意義ないし特色が重商政策批判にのみあったことを意味するものではない。治政論の貨幣論の真の意義ならびに特色は、むしろ、彼がこうした批判過程で、重商主義的な貨幣＝富観や貿易差額説批判のための理論的論拠として、新しい理論的視点を展開していた点にある。そうした『講義』貨幣論の特色をより明確に示しているのがAノートである。Bノートはその点、既述のように、梗概である上、貨幣論としての理論化が進んでいるため、逆に、こうした論証過程の《理論》が曖昧化してしまっている場合が多い。⁽³⁹⁾ これまでの治政論解釈でこの点が問題にならなかった理由の一半はそこにあったと考えられるが、こうした論証過程にみられる経済「理論」的分析への志向をAノートの叙述に即して羅列すれば、次のように整理しえよう。

第一は、上述のような重商主義批判が生産視点から行われているだけでなく、年生産視点や経済循環像が展開されている点である。たとえば、前述のロック批判の個所でも、「消費が産業を奨励して富裕を増進する」(LJA, vi. 136)

次第が抽象的に語られているだけでなく、「三千万ポンドに達する現金が、大英帝国全体の資本蓄積^{ストック}に比して極めて小さな比率しか占めていない」(LJA, vi. 142) 次第が、現金に対するストックの割合の分析、その指標としての地租の分析を通して詳細に解き明かされている(LJA, vi. 137-144)。彼がそこで展開した土地単一税論視点からの経済循環認識(LJA, vi. 142-3)が、ケネーよりもむしろロックの『利子・貨幣論』の議論を前提していたことは、この議論がロックと同じ「流通必要貨幣量を判断する唯一の方法」(LJA, vi. 142)という視点からなされていることから明らかであるが、スミスの場合にはロックとちがって、ストック分析に基づく経済循環認識が生産⇨消費の一体性認識の上になされていることが注目される。⁽⁴⁰⁾同様に、「鑄貨や地金の輸出禁止」の害悪を説くさいにも、それらの規制が「流通径路」を乱す次第の論証が主題となっている。

第二は、以上の議論そのものの中にすでに端的にみられるように、貨幣論の中にすでにはっきりと「勤勉な人々の製作物が市場にもたらされるまで、彼らすべてが養われるこの蓄積資財」(LJA, vi. 138)がなければ、組織的労働^{インダストリー}は不可能であるとの『国富論』第二編の資本蓄積論につながる議論が展開されている点である。この議論は、「貨幣それ自体は死蔵資本である」(LJB, 245)と云う『講義』貨幣論の中心テーゼと共に、『国富論』第二編の基底をなす理論であるが、彼はそれを次節の緩慢進歩論に先立って、貨幣論ですでに展開していたのである。

第三は、こうした死蔵資本としての貨幣の国外流出禁止その他の差額増大策(LJA, vi. 146-7, LJB, 256)や「富の不必要な蓄積」が「国内生産を妨げ、輸出を阻害する」(LJA, vi. 152) 次第が、価格メカ分析に基づいて論証されている点にある。彼はその次第を、貨幣が不自然な高さにせきとめられると、死蔵資本として手許に残るため価格が不自然に高くなり、競争力が下って産業が停滞するが、逆に、「このダムに穴がかけられると、金が王国から出てゆくので」すぐに自然価格が実現されるとして(LJA, vi. 157)、価格メカ⇨自然価格論で説明している。この議論

がヒュームの影響によるところが大きいことは、Bノートでヒュームを援用(LJB, 252-3)していることから推測されるが、それは同時に自らの価格論の展開でもあった点が注意される要がある。スミスは、価格論の価格メカニズム自然価格論を根拠にして重商主義を批判する過程で、価格メカニズムが貨幣量の増減に伴って貫徹する次第をより理論的に分析していたのである。

スミスは、このように価格論での独占・奨励金政策批判に次いで、貨幣論での重商主義批判を通して、自らの経済『理論』認識を進めつつあったのであった。『法学講義』貨幣論の意義・特色は、その意味では彼が「富裕」論の第二の主題として予告(LJA, vi. ss)していた価値尺度論と交換手段論からなる「貨幣」論そのものよりも、分業による富裕の増大に貨幣がいかなる機能を果たすかという成長論的視点から重商主義者の貨幣的経済政策批判を第三節^{セクション}の自然価格と価格メカニズムをベースに展開した点にあったのであるが、スミスがこうした形で貨幣論に関心を集中した理由は、いうまでもなく、当時の人々が貿易独占や差額政策^{バランス}による貨幣増大を富裕と公益実現の道と考える貨幣的経済成長論をとっていたためであった。彼が、分業に基づく富裕の自然成長性の論証を主題とした第二節の分業論の論理の理論的論証としての第三・四節の価格・貨幣論で徹底した独占・重商主義政策批判を展開した所以はそこにあったが、彼はそれを取りわけ貨幣的成長論批判として展開したのである。

こうした治政論の論理構成は、『法学講義』においては彼がいまだ流通主義的水準にとどまっていたことを示すものともいえないことはないが、治政論の特色は、既述のようにあくまでも生産視点から貨幣的経済成長論を批判した点にあったのであった。治政論の経済循環分析が、第三節の価格論以上に、この第四節の貨幣論でより具体的に展開されていた理由を理解する一つの鍵はそこにある。スミスは、市場価格の環境分析を通して経済の自然法則認識を進めたように、より以上にこの貨幣論での貨幣政策批判を通して自らの経済理論認識を進めることになったのであるが、

重商主義者の貨幣蓄積成長論を批判するためには、当然それに代る自らの成長理論がそれなりに想定されねばならないことは明らかである。治政論の貨幣論の中に『国富論』第二編の主題につながる契機がみられる所以はそこにある。『法学講義』の貨幣論は、その意味では分業に基づく富裕の進歩がいかにして可能かという成長論の視点から、貨幣政策による富裕の実現を意図した重商主義の批判を主題としたものであったということもできるであろう。治政論の貨幣論は、『国富論』第一編第四—五章だけでなく、より以上に第二—第四編の主題に対応するものとして、第三—四編の歴史的現状批判のために第一編の主題を第二編の論理にまで深めてゆく契機をなすものであったのである。

(4) 『法学講義』貨幣論の限界

スミスは治政論でこのように当時の支配的な経済学説であった重商主義経済理論の批判を通して自らの経済認識と、それに伴う経済『理論』形成を進めつつあったのであるが、にもかかわらず、上述のような貨幣論の構成は、『法学講義』においてはいまだ理論と政策批判とが分離せず、『理論』が批判のための手段として、批判のあとからついてきたものにすぎないことを示しているといえよう。⁽⁴⁾ スミスは、治政論で正義論の歴史的批判の正当性を経済『理論』的に証明しようとしたが、治政論ではいまだ批判のための『理論』が完成していなかったため、経済理論編そのものの中で理論と批判とがチャンポンに混在していたばかりでなく、理論より批判が先行し、批判のための傍証として経済循環過程の理論認識が進行するという形になっていたのである。

治政論の価格・貨幣論は、このように独占的慣行と重商政策批判を中心主題とするもので、スミスは、価格・貨幣論で分業Ⅱ交換Ⅱ富裕の自然のコースとそのメカニズムをそれなりに論証することを通して、それを阻害する独占と重商主義規制をきびしく批判したが、重商主義者が国内産業育成のための手段と考えた貨幣のダイナミックな機能は、

『国富論』と同様、『講義』でも問われていない。これは、理論的には既述のような彼の自然価格論の長期均衡論的性質によるものと考えられるが、貨幣的経済政策に対するスミスの極度に否定的な態度は、彼の法学の基本主題が政府の治政 (Gov'tal policy) の必然性批判にあったことと関連があると考えられる。為政者による貨幣的経済政策の有効性を認めたら、ハチソンの政府の政策主義批判は、その時点で崩壊してしまうからである。彼が「原蓄の歴史と政策」としての重商主義の貨幣的経済政策の国内市場育成政策としての有効性を認めず、もっぱら長期均衡論的な自然価格の貫徹を確信した一つの理由はそこにあったといえるであろう。スミスにとっては、貨幣はたんなる価値尺度ないうし交換手段にすぎず、富裕の担い手はあくまでも分業 (労働) に求められていたのである。

三 緩慢進歩論と自然的進歩論

(1) 富裕の自然的進歩視点の登場

スミスはこのように分業に基づく富裕の実現を独占がないときに自然に実現される自然価格のうちにみ、貨幣の必要な蓄積を否定していたが、富裕の実現に資本 (財) の蓄積が前提されねばならないことはいうまでもない。治政論の貨幣論では必要以上の貨幣は「死蔵資本」にすぎない次第の強調にとどまっていたスミスが、『国富論』で第二編の蓄積と再生産の理論を展開した所以はそこにあるが、スミスは治政論でもBノートではこうした分業⇨蓄積⇨成長という『国富論』第二編視点を踏まえた第三編相当の歴史的批判の論理を貨幣論に続く第四節の「富裕の進歩のおそい原因」論 (以下、緩慢進歩論と略称) で展開していたのであった。⁽⁴³⁾

彼は、この緩慢進歩論の冒頭で「分業がいかに直接的にアーツを改善する傾向をもっているかという分業の効果を考えるとき、各国民がみられるようにかくも長く貧しい窮乏状態を続けているのは、いさか意外にみえる」(LJB, 285)が、それには二つの原因があるという。第一は、「労働が分割されるにはその前に何がしかの資財の蓄積が必要である」(LJB, 286)にもかかわらず、実際には「それは大変困難な」ことで、「若干の資財が生産されるまでは分業が起ころえず、分業が行われるまでは資財の蓄積はほとんどありえない」(LJB, 287)ことから生まれる障害である。スミスはこうした「自然の障害」(LJB, 285)が富裕の進歩がおそいことの第一の原因であるとしているが、こうした分業と蓄積との関係についての認識が、『国富論』第二編資本蓄積論の冒頭の叙述と重なり合う⁽⁴⁴⁾ことは明らかである。スミスは、資本(財)の蓄積を前提した議論を展開するにとどまっていた貨幣論とちがって、第五節の緩慢進歩論では分業と資財の蓄積との相互連関を明確に認識していたのである。その上で、彼は「富裕の進歩」を阻害するもう一つの原因(事情)として、勤^{インダストリー}勞への動機を失わせ、「資本の蓄積」を妨げる「政府の抑圧」をあげ、政府の無力や外敵の侵略等の「市民政府の性情」から生まれる迫害のため所有の侵害の危険が大きいときには、資本の蓄積は不可能なので富裕の進歩はないとしてゐる(LJB, 287-8)。

スミスは、このように分業に基づく富裕の進歩が資本^{キャピタル}の蓄積を前提し必要とするとの視点から、それを妨げる事情の考察を緩慢進歩論の主題としていたのであるが、このようなスミスの考え方は、彼が治政論ですでに分業・富裕の「自然的コース」認識のみならず、貨幣論の重商主義批判の中にはのみえた『国富論』第二編の資本蓄積論ないし分業・蓄積・富裕の自然的進歩論の視座をも獲得していたことを示すものといえよう。彼が正義論の中で、「自然的過程」用語のみならず、「事物の自然的進歩」(LJA, iv, 75, 88)用語をもすでにそれなりに使っていたのは、その点、示唆的である。彼は『講義』においても、分業・蓄積・富裕の自然的進歩という、『国富論』第三編第一章の標題を

なす「富裕の自然的進歩」の過程をそれなりに表象していたのである。⁽⁴⁵⁾しかし、治政論にはそれ以上の成長理論の展開はなく、逆に第五節の「富裕の進歩のおそい原因」論の中心主題は、『国富論』のような蓄積と再生産の理論の構築に基づく自然的成長理論の展開ではなく、その基軸をなす「生産的労働」概念もなく、もっぱら勤勞インダストリアル資本の蓄積を妨げ阻害する「政府の抑圧」の分析にとどまっている。このような緩慢進歩論の構成が、重商主義の貨幣的成長理論の批判を主題としながらも、それに代る自らの成長理論を積極的に提示しえなかった貨幣論の内実と対応していることは明らかである。問題は、この緩慢進歩論における富裕の進歩を妨げる原因の探求が、このように『国富論』とちがってあくまでも政府論でありながら、同時にたんなる政府論をこえた経済理論化の契機を含んでいる点にある。

『法学講義』治政論の意義、というより、『講義』全体の意義も、実はこの点にある。そこで次に、その次第を明らかにするため、「富裕の進歩のおそい原因」論を少しく具体的に考察してみることになろう。

(2) 富裕の進歩のおそい原因の考察

スミスはまず、(A)農業の改良を妨げる原因として、第一に、少数者の手中への土地集中の弊害をあげ、「農業がそれ以外のすべてのアーツのうちで社会に最も恩沢を及ぼし、従って、その改良をおくらす傾向のあるものは何であれ公共の利害に極度に有害である」(LJB, 299)の⁽⁴⁶⁾に、土地が集中・独占されると、耕作者が資本の蓄積や土地の改良の希望をもちえないため、農業の改良が妨げられる点をあげている。彼は、その次第の分析を大土地所有制度の下での労働形態としての奴隷—隷農—分益小作農と、借地農の労働との対比的考察(LJB, 290-3)を通して行うことによって、「自分自身の生存維持以外には勤勞の動機をもたない」(LJB, 291)奴隷や農奴の労働の場合には農業の改良はありえず、「所有者による耕作……が農業の進歩にとって最も有利な方法である」(LJB, 291)次第を明らかにしている。

スミスは、農業の進歩・改良を妨げる最大の原因を前期的土地独占にみ、その原因を考察していたのであるが、その他に彼はさらに農業の進歩を妨げるそれ以外の障害として、現物地代と借地人に課せられる上納金と地代の勝手な引上げによる借地人の搾取 (LJB, 294) をあげている。

スミスは、このように農業の進歩・改良を妨げる条件を列挙したのち、さらに、こうした農業改良・農業近代化を妨げる土地独占を長びかせた事情Ⅱ原因が、長子相続と限嗣相続、ならびに封建法の登記手続にあった次第を強調している。彼は、「土地を買うさいのすべての〔ややこしい〕書式が廃止されるならば、小金をえた人はみな大抵それを土地に投資するであろうし、土地はさまざまな人手をわたることによって、はるかによく改良されるであろう」としていたのである。これに対し、上述のような形で「土地を市場から閉め出すことがつねに改良を妨げる」のは、「小面積の土地を買う商人はそれを改良しようともくろみ、なしうる最善をつくす」のに、「古い名門家族は、自分の地所を改良する資本も性向もめったにもたない」(LJB, 295) ためであると考えていたのである。

このスミスの議論が『国富論』第三編第二章に対応していることは明らかであるが、より以上に注目すべき事実は、以上の議論が正義論の長子相続批判と、その帰結として第一草稿の末尾の相続論の結論部分で展開されていた土地の商品化と土地分割論 (LJA, i. 160-167) のリフレインである点である。⁽⁴⁾ スミスは、この緩慢進歩論でも正義論の主題を繰り返していたのであるが、正義論では、土地の商品化が阻害されることが不良耕作の原因である事実の指摘と、その根拠・前提としての奴隷や隷農の労働の実態の分析とが、私法論と家族法論とに分裂し、相続論と奴隷論という異なった別の文脈で関説されるだけにとどまっていたのに対し、この緩慢進歩論では、土地独占批判の根拠が、「農業の産物の方が他のどんな製造業のそれよりもずっと大きい」(LJB, 289) のに、土地が集中・独占されると、耕作者が「働く動機」をもちえないため、耕地が改良されない点に求められると共に、その根拠・例証として、奴隷や隷

農の労働と分益小作農の労働と借地農の労働の労働誘因のちがいが正義論の該当個所 (LJA, iii. 111-3) より、より体系的にのべられている⁽⁴⁸⁾。

これらの事実は、彼がこの緩慢進歩論で、近代資本主義の基盤をなす農業改良⁽⁴⁹⁾、農業近代化の視点から、正義論の歴史的批判の論理をより理論的にとらえ直そうとしていたことを示しているが、スミスは、このような形で正義論の主題を繰り返したのち、さらに農業の進歩を停滞させるのに大きく貢献した誤った治政の代表例として、穀物輸出禁止政策の弊害を歴史的に批判 (LJB, 296-8) している。彼はそこで市場の法則を無視して、穀物の輸出を禁止したり、農村人口確保のために製造業を抑圧しても、何にもならぬだけでなく、都市の人口が多いことが反って農村の改良の鍵をなす次第を明らかにすることによって、自由貿易の方が農業に有利になる次第を解き明かそうとしたのである。

スミスは次に、(B)「アーツと商業の進歩のおそい」原因として、①農業の場合と同じ奴隷労働の弊害にふれたのちに、製造業を阻害し分業を妨げるより大きな原因として、②「アーツと商業と分業の偉大な基礎である」(LJB, 301)交換性向の蔑視をあげ、それに基づく商人の蔑視が「分業を行い製造業を改善するのに必要な資財」(LJB, 302)の蓄積を妨げる次第を明らかにしている。その上でスミスはさらに、このような商業の発達をおくらせた事情として、③「契約に関する法規の不備」(LJB, 303)と、④「輸送の困難」(LJB, 303-4)から生ずる諸問題と共に、「われわれの先祖には賢明な制度と考えられていた」(LJB, 304)⑤「市の古い慣習の固執、その例証としての特定市場町の弊害」(LJB, 304-5)と、⑥輸出入税と独占・排他的特権、徒弟条例、奨励金 (LJB, 306-7)をあげている。

これらの論点は、②の交換性向の問題を除けば、いずれも大なり小なり正義論で論及されていた主題で、とりわけ⑤と⑥は、後述のように、そこでの歴史的批判の論理の適用であったことが注目される。これらの事実は、スミスが正義論における政府の治政の歴史的現状批判の過程で関説していた論点を富裕の進歩を妨げる事情として改めて列挙

していたことを示すものといえるであろう。「富裕の進歩のおそい原因」の探求は、基本的に正義論の歴史的批判の論理のリフレインの性格をもっていたのである。しかし、緩慢進歩論は、正義論のたんなるむし返しではない。上の論理のうちには、正義論の歴史的現状批判の論理の経済《理論化》の意図が窺われ、正義論ではそれぞれ別の文脈の中で付随的に閑説されるにとどまっていた論点が、分業・富裕の進歩を妨げる事情の考察という視角から体系的に整理し直され、歴史的分析も、一定の理論的観点からなされているからである。

たとえば、上の農業の進歩を妨げる条件の考察は、既述のように「農業の産物はいかなる他の製造業のそれよりもはるかに大きい」(LJB, 289) から、農業こそ「最重要産業部門」であるとの認識の下になされている。そこには、こうした「最重要産業部門としての農業の改良」(LJB, 298) を第一に考え、その上で、農・工・商の関連を考えるという、『国富論』の農・工・商の自然的順序論に発展する思想の萌芽がみられる。⁽⁵⁶⁾ スミスがそこで行っていた大土地所有制度の下での労働形態の分析や、長子相続や封建法の批判も、徹底した土地分割による農業の改良こそ「富裕の進歩」の第一条件であるとの観点からなされたものであったのであるが、彼は同時に、そのような土地独占の解消による農業の改良が土地の商品化・商業の発展に媒介されずには成り立ちえないことをみていた(LJB, 295, Cf. LJA, I, 166) のであった。彼が、上の主題の一部としての穀物輸出禁止政策にからんで都市と農村との関係にふれた個所で、「都会の住民の数が多くなるにつれて田舎のそれが減少する」というのは笑うべき謬見で、「都市の人口が多いところとそ田園地方の人口増の原因そのものであり、……人口の多い都市の近隣の農村ほど人口が多く、よく耕作された田園地帯はなく、……農村の製造業者の数が大きければ大きいほど、農業も一層改良される」(LJB, 298) としていたのも、同じような考え方に基づくものであったといえるであろう。

この思想は、一見、彼が『国富論』第三編第一章で展開した農・工・商の自然的順序論よりもむしろ、ヨーロッパ

の歴史においては、商業の発展が製造業の発達の原因をなし、製造業の発達が農業改良の契機をなした次第を論証した第三編第三—四章の議論により近いようにみえる。しかし、上の議論は、彼がそこで展開したような、ローマ帝国没落後改めて成立した「都市の商業がいかんにして農村の改良に貢献したか」(WN, III. iv. title)を論じた歴史的議論ではない。上の文章は、正義論の分析過程ですでに彼自身がはっきりと指摘していた「交易の機会がなく、従ってまた産業によって富を可成りの程度増大させる機会がない場合には、アーツを大幅に発達させ、農村自身で消費される以上の贅沢品を生産する可能性はほとんどない」(LJA, iv. 61)事実の確認に基づいて、商業関係の存在が農業の進歩・改良の不可欠の条件である次第を明らかにしたものにすぎない。事実、「外国貿易もなく、発達した製造業もない国では」(WN, III. iv. 5, 11)大土地所有者は、その生産物の剰余分はもてなしに消費する他はない。彼がこの節の主題とした農業の進歩のおそい真の原因は、その意味では独占よりもむしろ、商業が発達しないと農業が改良されないのに、農業が進歩しないと商業も成立しえないという、既述の分業と蓄積の関係と同じ二律背反が存在する点にあるということすらできるであろう。国内農業が「未開」状態のままのときには、「外国貿易」が「製造業」を刺激し、「外国貿易の子孫」としての製造業が発達すると、「農業生産が刺激」される⁽⁵¹⁾というとき逆転関係が成立する根拠も、そこにある。しかし、スミスが『国富論』で、「このようにしてヨーロッパの大部分の地域を通じて、都市の商工業が、農村の改良・耕作の結果ではなく、その原因となり誘因となった」(WN, III. iv. 18)ことを承認していたのは、彼が重商主義者のように貿易差額の増大による国内市場の育成⇨農業改良を意図していたことを意味するものではない。治政論の貨幣論ですでに貨幣それ自体はたんなる死蔵資本でしかないことを明らかにしていたスミスが、外国貿易による商工業の発展を通して農業の改良を意図していたと考えることは、それ自体ナンセンスでしかなく、『国富論』第三編第四章の論理とも異なるからである。スミスが前述の個所で問題にしていたのは、「穀物の自由輸出

入が農業に有利である」(LJB, 298) という事実の指摘にすぎず、彼は、重商主義者とちがって、「町の人間はみな農村の人間によって養われねばならず」(Ibid.)、「製造品を輸出し、食料を輸入する都市と農村との間の自由な交通がなければ、いかなる都市も存立しえない」(LJA, iv. 117) から、都市に「生活資料を提供する田園の耕作と改良が必然的に……都市の発達に先行せねばならぬ」(WVN, III. i. 2) という、『国富論』第三編一章二節の論理に基づく農業・工業商の経済発展の基本的事実を一定踏まえた上で、続く第四節の思想の示すように、それが商業の発達に媒介されずには成立しえない次第を明らかにしていたのである。

彼が LJB, 298 や 295 の第二バラで展開していた上述の議論が LJA, i. 116-117 や LJA, iv. 61-63, 116-7 等の議論を下敷にしていることは明らかであるが、⁽⁵²⁾ スミスはこうした正義論の事実認識を緩慢進歩論では上述のような形で「最重要産業部門」としての農業を根幹とする農—工—商の発展の相互的な関連分析にまで深めていたのである。彼がアーツと商業の進歩がおそい原因を考察した個所で、商人の蔑視が、「分業を行い、製造業を改善するのに必要な資財」(LJB, 302) の蓄積を妨げる次第を指摘していたことも、その意味では緩慢進歩論における彼の関心が農—工—商の三者の正常な発展を妨げる事情の解明にあったことを示すものといえよう、スミスは、正義論の歴史的批判の論理の一つの総括としてのこの緩慢進歩論において、いまだ『国富論』のように明確にシェーマ化された形ではないといえ、農業の発展と商品流通や製造業の発展との関連を農業改良⇌農工分業⇌商業社会の成立という、「近代社会成立史論」の視角から考察していたのである。⁽⁵³⁾

(3) 緩慢進歩論の意図と実態

緩慢進歩論は、直接的には既述のように分業・富裕の自然的進歩を妨げる事情の探求を主題とするものであったが、

それは彼が第四節^{セクション}の貨幣論で批判の対象とした重商主義者の貨幣蓄積成長論に代わる自らの成長理論を裏に秘めたものとして、このように、よかれあしかれ、彼自身の「富裕の自然的進歩」論（その論拠をなす『国富論』第二編の論理）をそれなりに想定した上で、その実現の阻害要因の探求（第三編の主題の展開）を意図したものであった。⁵⁴ 治政論の緩慢進歩論が、上述のごとく正義論の歴史的批判の論理の継承でありながら、第二―三節の分業・交換性向の富裕の「自然的過程」＝「自然価格」論（WN, Bk. 1）の「自然的進歩」論（WN, Bk. 2の再生産＝蓄積理論）化の方向を示したものととして、貨幣論の後半部と共に、『国富論』第二―三編の基盤を形成した所以はそこにある。『国富論』第三編の歴史的批判が、『講義』正義論の歴史的批判と治政論の緩慢進歩論を下敷にしていることは明らかであるが、それは、『講義』貨幣論の重商主義批判やこの緩慢進歩論の分析を契機に、その後の研究過程で徐々に形成された第一編の価値・剰余価値論と、重農主義との対決を通して獲得された「生産的労働」概念を基軸とする第二編の蓄積と再生産の理論に基づく「富裕の自然的進歩」の理論を批判原理とするものであった。こうした『国富論』の「富裕の自然的進歩」の理論の基礎を築いたこの第五節の緩慢進歩論の議論の中に『国富論』第二編の蓄積成長理論の萌芽が存在していたことは確かである。

しかし、それはあくまでも第二編の理論形成とそれに基づく第三編の歴史的批判の一契機をなしたものにすぎず、治政論にはいまだ再生産・蓄積・成長理論のベースをなす剰余価値認識も、「生産的労働」概念も欠如していたため、緩慢進歩論自体では、農業改良と製造業の発達と商業の発展との関連分析を農工業商の「富裕の自然的進歩」のコース論として成長理論化しえないままにとどまっていたのであった。こうした緩慢進歩論の弱点・限界は、この緩慢進歩論では富裕の進歩を妨げる諸事情が個別的に羅列されているだけで、それらを通じる緩慢進歩の根本原因については何ら言及されていない事実にも示されているといえるであろう。彼は『講義』ではいまだ緩慢進歩の根本原因に

ついでに明確な理論的認識を欠いていたのであるが、こうした政治論の限界をより明確に象徴しているのが、貨幣論では重商主義批判を事実上の中心主題としていたのに、緩慢進歩論では重商主義批判がなされていない事実である。

これは、彼が政治論ではいまだ緩慢進歩の根本原因が農業より商業を重視する重商主義政策にあるとの認識に達せず、貨幣論での重商主義批判と緩慢進歩の原因探求とが統一的に把握されずに分裂したままにとどまっていたことを示すものといえるであろう。スミスは、既述のように、貨幣論の中にほのめいた再生産・蓄積理論の萌芽を緩慢進歩論で分業・蓄積の問題として概念化しながらも、それを成長理論化することができなかったために、貨幣論で批判の対象にした重商主義者の貨幣的成長論に代る自らの再生産・蓄積・成長理論に基づく緩慢進歩の原因説明をすることができなかったのである。

こうした政治論の弱点・限界の自覚・認識に基づいて、『講義』の貨幣論と緩慢進歩論のうちに萌芽的にみられた再生産・蓄積・成長理論の契機を理論化することによって、富裕の進歩のおそい根本原因が重商政策にある次第を明らかにしたのが『国富論』である。その基礎理論を展開したのが第二編であることは、改めて指摘するまでもない事実であるが、彼は第二編で『講義』貨幣論で批判の対象にしていた重商主義的経済成長論に代る独自の再生産・蓄積・成長理論を構築・展開することによって、それを重商主義批判原理としたのであった。そうした第二編の性格を最も集約的に表現しているのが、第二編第五章の資本投下の自然的順序論であることはいうまでもない。

第二編第五章の論理は、一言でいえば、「同額の資本のうちでは農業者の資本ほど多量の生産的労働を動かすものはない」(WN, II. v. 12) ので、「国の資本が……不十分な場合には、農業に投下される割合が大きくなるに比例して、資本が国内で活動させる生産的労働の量が大きくなり、同様にして、その資本投下が社会の土地と労働の年々の生産物に付け加える価値もまた大きくなるであろう」が、製造業に投下される場合にはその比率が下がり、「輸出業

に投下される資本の効果は三者中最少である」(WN, II. v. 19) という言葉に集約することができるであろう。この理論は、「同額の資本でも、それがいかなる割合で農業、製造業、および卸商業に投下されるかに従って、その動かす生産的労働の量に大小の差が生じ、国の土地と労働の年々の生産物に付け加える価値にも大小の差が生じる」(WN, II. v. 23) ので、資本を投下するさいには、それらの量が最大になるように異種産業部門間の投下資本の配分率なし資本投下の自然的順序を考えるのが望ましいという一種の「投資効率」論であるが、この論理がそれ自体としてはたんなる資本の最適配分論ではないことは明らかである。しかし、この第二編第五章の理論がたんなる資本の最適配分論ではなく、重商政策批判原理として構築されていたことは、彼がこの章の後段で外国貿易優遇政策を批判(WN, II. v. 31) した上で、その最終節を「ヨーロッパの政策が、農村で行われる事業よりも都市で行われるそれを優遇し、資本を近隣の最も肥沃な土地の改良・耕作よりも、アジアやアメリカの最も遠方の運送業に使う方が利益になると私人たちにしばしば思わせたのは、いかなる事情によるのかを次の二編で詳細に説明する積りである」(WN, II. v. 37) と結んでいることから明らかである。『国富論』第二編は、『講義』の貨幣論で批判していた重商主義の貨幣蓄積成長論に代る再生産・蓄積・成長理論を展開することによって、それを重商政策批判原理たらしめようとしたものであったのであるが、その集約としての第二編第五章の論理が緩慢進歩の歴史的批判原理として十分機能するためには、問題がもっと歴史理論化される必要がある。その課題に応えるために展開されたのが、第三編第一章の論理である。

スミスは、第三編第一章で、「事物の性質上、生活資料は便宜品や奢侈品に先立って必要である」し、「都会は農村の剰余生産物の増加なしには発展しえない」から、「農村の耕作と改良は、必然的に……都会の発達に先行せねばならず」(WN, III. i. 2)、「人間の自然の性向」も、利潤が同一の場合には、「自分の資本を製造業や外国貿易よりも

土地の耕作と改良に投ずる方を選ぶ」(WN, III. i. 3) ので、「事物の自然の順序に從えば、すべての成長しつつある社会の資本の大部分は、最初に農業に向けられ、そのあとで製造業に、一番最後に外国貿易に向けられる」(WN, III. i. 8) という趣旨の思想を展開している。この「富裕の自然的進歩」論が第二編第五章の資本投下の自然的順序論を理論的根拠にしていることは明らかであるが、この理論は第二編第五章の理論のように異種産業部門間の投下資本の最適配分＝投資効率だけを問題にするものではなく、農→工→商の生産的労働量や価値の差を根拠として、農→工→商の順序で経済が発展するのが最も生産的である次第を論証しようとしたものに他ならないといえるであらう。この理論は、第二編第五章のそれとちがって、経済体制の歴史的発展の順序論としての性格をもっているのであるが、その次第は、この自然的順序論が『講義』の「緩慢進歩」論を踏まえたものとして、ヨーロッパにおける富裕の進歩のおそい原因を明らかにするための「富裕の自然的進歩」のコース論である次第を知るとき、より明白になることであらう。スミスは、既述のように、上述の緩慢進歩論で、「最重要産業部門」としての農業の改良こそ製造業と商業の発展の基礎をなすもので、「都市と農村の間の自由な交通がなければ、いかなる都市も生存しえない」(LA, iv. 117) 次第を明らかにすることを通して、実質的に上述の第三編第一章の思想と基本的に同じ論理を展開していたが、彼はこうした農業ベースの農→工→商の関連分析を第二編第五章の資本投下の自然的順序論によって理論的に基礎付けることを通して、農→工→商の順序での経済発展を経済体制の歴史的発展＝「富裕の自然的進歩」の正常なコースとして理念型化したのである。『国富論』の「富裕の自然的進歩」論は、『講義』の「富裕の緩慢進歩」論の中にはのみえた「自然的進歩」論の萌芽を第二編の論理によって成長理論化したものであったのであるが、スミスはこうした形で生産性の最も高い、人間の自然の本性に即した経済発展のコースが、農→工→商のコースをたどる＝そのような順序で資本を投下する点にある次第を論証することによって、その順序に反して、農業より商業を優遇し、土地の耕作・

改良よりも運送業に資本を投下する方が得だと思わせたヨーロッパの政策 (WN, II, v. 37) を批判したのである。

このようなスミスの思想が重商主義の歴史的・原理的批判を意図したものであることは明白であるが、私たちはここに『講義』の貨幣論と緩慢進歩論とが両者の中にほのみえた蓄積論の契機の開闢による重商主義の歴史理論的批判に一本化されている次第をみることであろう。

スミスは、こうした第三編第一章の論理の上に第三編第二章で、改めてローマ帝国没落後のヨーロッパにおける農業の改良を阻害した事情を考察している。この第三編第二章の歴史的考察は、治政論の緩慢進歩論における農業の改良を妨げた原因の考察と基本的には同じ論旨・内容であるといつてよいが、『国富論』では『講義』とちがつて、長子相続制度その他の「これら諸国の最初の政府の自然^{ネイチャ}(本質)」に基づくものではあったが、その政府の性格^{ネイチャ}が大きく変ったのちにまで残存している風俗・慣習」(WN, III, i. 9) や、それに基づく政策や法の結果、ヨーロッパでは農業が発達せず、農↓工↓商の自然のコースをたどりえなかった点にヨーロッパにおける富裕の進歩のおそい根本原因がある次第が明確に認識されていたのであった。

第三編第二章の叙述が『講義』の緩慢進歩論の該当箇所と同じ論理の繰り返しでありながら必ずしも同一でない所以はここにあるが、スミスは『講義』の緩慢進歩論とちがつて『国富論』では第三編第三―四章でさらに、ヨーロッパにおいてはこうした緩慢進歩を生み出した事情があったにもかかわらず、ゲルマン侵入による商業の杜絶後、改めて成立した都市の発展が製造業の発達↓農業の改良を可能とした次第を明らかにしたのであった。この第三編第三―四章の叙述は、『講義』正義論、とりわけ公法論における自由回復の歴史過程の知識を前提しているが、『講義』とちがつて、自由回復と都市と商業の興隆のもつ意義がより明確化され、都市と商業の発達が製造業の発展↓農業改良を可能にした次第が具体的に分析されている。

スミスは、こうして『国富論』では『講義』公法論の歴史叙述と緩慢進歩論とを結びつけて問題を考察することによって、緩慢進歩論では必ずしも明確にシェーマ化しえなかったヨーロッパにおける富裕の進歩がおそいことの根本原因が、封建的土地所有関係に由来する慣行や制度・特権をそのままにしておいて、農業改良より外国貿易を重視したヨーロッパの政策にあった次第を明確にしながらも、その担い手としての都市の発展が逆に製造業の発達と農業改良を可能にした歴史の動態を解き明かしたのであった。しかし、スミスがこうした歴史の動態に目を向けていたことは、彼が重商政策の果した歴史的意義をそれなりに認めたことを意味するものではない。『法学講義』↓『国富論』におけるスミスの一貫した主題があくまでも重商主義批判にあったことは、彼が第三編第四章で「ヨーロッパの大部分の地域では都市の商業と製造業が、農村の改良と耕作の結果ではなく、その原因であり誘因であった」(WN, III, v. 18)が、「この順序は、事物の自然のコースに反するため、必然的に緩慢であり不確かである」(WN, III, v. 19)として、その次第を北米諸植民地の急激な進歩との対比において強調する一方、イングランドでは、「立法府が商業と製造業の利益に格別の注意を払ってきたので」(WN, III, v. 20)、農業にも奨励策をとったにもかかわらず、その進歩は遅々たるものであったとしていることから明らかである。

以上が治政論の緩慢進歩論と対比した『国富論』第三編の主題と構成であるが、上述のような『講義』と『国富論』の関係は、『国富論』の中核主題が治政論の貨幣論と緩慢進歩論の主題を展開・理論化することによって、緩慢進歩の根本原因が治政論の批判対象であった重商政策にあった次第を論証する点にあったことを示すものといえよう。『国富論』の中心主題は、『法学講義』以来の不変の主題であった重商主義批判にあったのであるが、『国富論』の特色は、『講義』とちがって、上述のような蓄積・成長理論の構築を通して、重商政策が富裕の進歩を阻害する根拠を理論的に明確化する一方、そうした理論的・歴史的批判では済まない多様な現実の問題の複雑性を認識していた点にあ

る。⁽⁵⁶⁾ 彼が第四編で、『講義』貨幣論の重商主義批判の論点をより詳しく具体的に展開する形で重商政策の現状批判論を展開した一つの理由はそこにある。彼が第四編でいわゆる重商主義の「例外」規定を数多く認めていたのも、偶然ではないのである。スマスは、『感情論』の同感原理に基づく法の具体的特定化のための方法としてのケースー環境分析の進展に伴って、『道徳感情論』の抽象的・形而上学的本質規定から『講義』の「歴史」分析に進み、『国富論』ではさらにそれらの「理論」化に成功したが、こうしたケースー環境分析に基づく「理論」形成は、逆に、「一般諸規則」の提示だけでは済まない「おまじまな (different)」環境のあらゆるケースの問題の徹底したケースー環境分析を必要とし可能とすることとなるからである。『国富論』第一―四編は、まさしくこのようなケースー環境分析の手法に基づく重商主義批判を基本主題としていた『講義』の主題の展開・理論化のための理論構築(第一―二編)による重商政策の歴史的・現状批判(第三―四編)を主題としたものであったのである。

『法学講義』の主題の理論的展開としての『国富論』のこのような論理構成に対する『講義』の限界が既述の諸点にあったことは今や明白であるが、こうした『講義』の理論的未成熟性は、彼が上の緩慢進歩論で富裕の自然的進歩のコースを明確化しえないままに、正義論以来の歴史的批判の論理を多用していた事実にも示されているといえよう。その典型が、前述の(B)項の⑤、⑥論点の批判にみられる、正義論の「最初は……、しかし今は、at first……, But now」の論理の準用である。たとえば、彼は市批判^イの個所で、「あらゆる定期市は、〔それができた〕当時はどんなに必要であったとしても、今日では全く迷惑な物ではない。それを生み出した原因がなくなっているのに、それらの古い慣習を人々に尊重させ続けるのは馬鹿げたことである」(LJB, 305)とのべている。同様に、独占や徒弟条令批判の個所でも、「独占や組合の排他的特権はすべて、最初は (at first) どんなによい目的で制定されたとしても、同じ悪効果をもっている。同様に、始源 (originally) には政府に義務を賦課する意味をもっていた徒弟条令も、悪い

傾向をもっている」(LJB, 306) 次第が強調されている。この論理が前著の第四章でのべた「特定自然法」観に基づく歴史的批判の論理にすぎないことは明らかである。⁽⁵⁸⁾ 治政論における「富裕の進歩を妨げる原因」の探求は、このような歴史的批判の論理に基づくものにすぎず、いまだ彼が『国富論』で展開したような農↓工↓商の「進歩の自然的コース」の理論に基づく歴史政策批判にまで揚棄されたものではなかったのである。

(4) 「治政」経済理論の未成熟性

『法学講義』治政論は、分業↓富裕の可能性の理論的論証による重商主義批判を意図したものととして、『国富論』と同じ「富裕の自然的進歩」論を内蔵するものであったが、スミスは治政論ではこのようにいまだそれを「進歩の自然的過程」の理論認識にまで高めることができなかったのであった。その最大原因が、治政論の第四―五節で言及されていた蓄積と再生産の理論の未展開にあることは明らかである。その次第は、彼が第五節の冒頭で分業↓蓄積↓富裕の関連にはっきりと着目・論及しながら、そのプロセスに論及せず、もっぱら資本の蓄積を阻害する政府の抑圧論にとどまっていた事実そのものの中に端的に示されているといえるであろう。前述のような蓄積と再生産の理論に媒介された「富裕の自然的進歩」論、さらにはそれに基づく歴史政策批判が成立するためには、彼が治政論の第四―五節でネガ的にふれていた資本蓄積論が第二―三節^{セクショ}の分業↓交換性向↓自然価格論のベースの上に再生産↓蓄積理論として展開される必要があるのに、治政論では既述のように、自然価格論も、貨幣論も、緩慢進歩論も、それぞれ未展開で、十分有機的に結合せずにはばらばらに分裂したままであったばかりでなく、貨幣論と緩慢進歩論の主題が、いづれもポジ的ではなく、ネガ的にしか展開されていなかったため、ストック概念を基軸にした再生産↓蓄積理論の展開も、それに基づく重商主義批判もなしえないままにとどまっていたのである。スミスが治政論の第一―四節の

主題とした分業・交換性向 $\rightarrow$ 富裕の自然法の論証による治政批判 $\parallel$ それに基づく重商主義の貨幣的成長論批判は、その当然の帰結として「富裕の自然的進歩」論の理論的展開を必要とし可能とするものであったが、スミスは治政論では自らの蓄積 $\parallel$ 再生産論はおろか、その前提としての価値・剰余価値・価格論も十分には展開しえなかったため、自らの成長理論を「進歩を妨げる条件（事情）の探求」という消極的・否定的な形でしか展開しえなかったのである。

『国富論』の理論的関心の焦点が、小林昇氏の指摘するように、「資本蓄積の機構と条件」の解明による原蓄の歴史と現状の批判に向けられた理由を理解する一つの鍵もここにあるといえるであろう。『講義』治政論は、正義論の歴史的批判の論理の経済「理論」化を意図したものであったにもかかわらず、彼は『講義』ではいまだ治政論の経済理論を成長理論化しえなかったため、正義論の歴史的批判の論理を緩慢進歩論でも繰り返し、それによって富裕の進歩を妨げる現状を批判する他なかったのである。

『国富論』の経済学が、こうした『法学講義』治政論の経済理論の意図と実態とのズレ $\parallel$ そこから生まれた限界を揚棄しようとした努力の産物であったことは最早や明白であるが、こうした治政論の限界・弱点の自己認識の契機にフランス旅行やジェームズ・ステュアートの経済学体系との対決がどのようなかわりをもっていたかはもはや本稿の主題ではなく、より以上に私の力の及ぶところではない。本稿は、あくまでも『国富論』体系の内発契機をハチスン『道徳哲学体系』 $\downarrow$ 『道徳感情論』 $\downarrow$ 『法学講義』正義論 $\downarrow$ 治政論との関連で発生的に説明しようとするものになさぬが、その上であえていえば、おそらく、彼らの《体系》との出会いが正義論の主題の理論化の努力の表現としての自らの治政 $\parallel$ 経済理論の限界・弱点を改めてスミスに自己認識させる一つの大きな契機をなしたであろうことは、十分に推測されうることであろう。しかし、それらはいくまでも『法学講義』から『国富論』に至るスミス自身の「理論」展開の契機ないし参考をなしたものにすぎず、彼らの体系との出会い・対決を通して改めて自覚された重商

政策批判理論としての「治政」論の理論的限界の自己認識こそ、『国富論』体系への前進（ネガのポジへの転変）の最大のバネをなすものであったことは、既述のような『講義』と『国富論』との対応関係からも明らかであるといえよう。⁽⁶²⁾

四 治政論と収入・軍備論の関係

(1) 治政論からの分離・独立の理由

『法学講義』治政論は、このように正義論以来のスミスの主題であったハチスン法学（その仁愛・政策主義）批判のための「理論」の構築を主題としたものであったが、スミスは上述の緩慢進歩論に集約される治政論に続けて、収入論と、生活様式に対する商業の影響論と、軍備論と国際法論を展開している。

「租税ないし収入」論は、租税の二部門としての所得税論ならびに消費税論と、公債論とからなっているが、ここでも一貫して「富裕」視点から問題が考察されていることは、彼が収入論の冒頭で租税を「富裕の進歩がかくも緩慢であったことの原因の一つである」(LJB, 307)と規定した上で、どちらの徴税方法が産業に有利かどうかを問う視点から租税論を展開していることから明らかである。これに対し、「人々の生活様式に対する商業の影響」(LJB, 326)論（以下、商業論と略称）は、「正直と時間厳守」が「商業民族の主要な徳である」(LJB, 328)という、商業のみならず道徳性の指摘と、その反面の分業の惹起こそ疎外面としての人間の見解の倭少化、教育の軽視、徳性や武勇の精神の減退についての議論からなっている。そのあとで、スミスはさらに「法学の一般分類の第四部門としての軍備」

(LJB, 333) と「国際法 (the Laws of Nations)」について論じている。

このような『法学講義』全編の構成は、正義論と治政論で政府のなすべき（でない）業務を明らかにしてきたスミスが、その当然の帰結として、政府のなすべき業務としての「正義」の執行に伴う費用をまかなうための租税・収入について論じたのち、さらに残された上記以外の講義の主題として、改めて「治政」不用の「商業 (commerce)」の論理だけでは済まされない問題にふれる一方、政府に残されたそれ以外の業務としての軍備と国際法について論じていたことを示している。

これらの主題が『国富論』第五篇の主題を構成していることは周知の事実で、⁽⁶³⁾『国富論』の教育・公共施設論は上の商業疎外論に対応すると考えられるが、この収入、商業、軍備論も、正義論の歴史的知識を前提していることが注目される。たとえば、収入論の導入部分 (LJB, 307-310) と、商業論と軍備論の議論 (LJB, 326-338) は、正義論の議論を下敷にしたものに他ならない。これらの主題に関する正義論の議論との相違点は、アーツ、商業、製造業、奢侈等の概念で考えていた正義論の論理に分業視角が付加され、分業が問題解明の鍵概念とされている点 (LJB, 328-332, 334-5) だけで、それ以外には両者の間に本質的な差異はない。

他方、これらの主題の分類に関するスミス自身の規定によれば、収入論は、既述のように「富裕」論の第四主題として「治政について」の項目の中で、治政論の探求主題である富裕の進歩を大きく妨げてきた原因の一つとして、前述の緩慢進歩論に直接続けて論じられている。「富裕」論の第五主題とされていた商業論は、もっとはっきりと「治政の最後の部門」(LJB, 326) と規定されている。このような規定の仕方は、スミス自身が『講義』ではこれらの主題を国家の「富裕」の増進を目的とする「治政」論の主題の一部としてとらえていたことを示している。事実、Aノードの治政論の冒頭では、法の目的が①正義、②治政、③軍備に三分されている (LJA, vi. 1)。この分類は、Aノ

ートでは、収入論や商業論は、治政論の一部とされていたことを示している。ところが、Bノートでは、「正義、治政、収入」が「法の最初の三大対象」とされ、軍備は「法の一般分類の第四部分」(LJB, 33)とされている。ミスは、Aノートでは「治政」論の一部とされていた収入論と商業論のうち、収入論をBノートでは治政論と異なる部門として独立させていたのであるが、このように、収入論や軍備論が、正義論でも関説されていた主題でありながら、正義論はもとより、治政論とも明確に区分されて扱われるようになったのは、一体なぜであったのであろうか。とりわけ、Aノートの治政論では、治政論の一部として取扱われていた収入論が、Bノートでは治政論とは別の部門とされ、さらに『国富論』では、商業論相当部分が、収入、軍備論と共に、第五編の主題を構成するようになったのはなぜであらうか。

こうした収入、商業論の治政論からの分離・独立の理由としては、第一に、両者の主題のちがいと内実の相違が考えられる。たとえば、収入論は、治政論の主題である富裕の進歩を妨げる原因の一つである一方、経済行政(「治政」論)と共に政府の本来の業務の一部をなすものであるが、治政論が、政府の課題である富裕の実現のためには、政府の治政が不要な次第の論証を中心主題としているのに対し、収入論は、よかれあしかれ、政府の存在・必要をはっきりと前提した上で、治政不要の「人民の収入」と本質的に異なる「国家の収入」方法を考察の主題とする点に特色をもつことが注目される。「収入」論が、正義の維持ならびに外敵防衛機関としての政府固有の業務を果たすために必要な軍備の問題を主題とする「軍備」論と共に、統治原理論としての「正義」論はもとより、正義の執行機関としての政府の「治政」論とも別の分野に属するとされた所以はそこにあったといえるであろう。収入論がこのようにそれが本来属するとされていた治政論と分離されたのは、正義の執行機関としての政府の治政(経済行政)に否定的な見解をとっていた「治政」論とちがって、自由放任・自然価格の「治政」論とは本質的に異なる、政府固有の主題を対象

とするものであったからであったのである。

こうした治政論との主題と内実の差異と、そこから生まれた彼自身の見解の変化をより端的に表わしているのが、『講義』では「治政の最後の部門」(LJB, 326)とされている商業論で、そこでは緩慢進歩論までの治政論とちがって公共の富裕実現のために政府が一定の積極的な機能を果たすべきことが暗黙に想定されている。スミスが『国富論』第五編で、土木・公共施設や教育事業を政府が積極的に行うべき事業として、法の第三、第四部門としての収入、軍備論と共に、政府の治政不要の論証を主題としていた第四編までとは異なる主題として扱ったのはそのためであった。

これらの部門が、富裕の実現に対する政府の介入を原理的に否定していた「治政」論や、『国富論』第一―四編とちがって、公共の富裕実現のための政府の活動を積極的に承認する論理に立脚していることは明らかであるが、『国富論』第五編ではさらに『講義』の『国富論』第五編相当個所にはない「司法費」論が展開され、その前半部(WN, V. i. b. 1-12)では『講義』の公法論の精髓をなす統治起源論と服従根拠論が展開されている。スミスがこのように『国富論』第五編第一章で統治原理論を展開していたことは、それに続く第三章の第三部(WN, V. i. c.f.)で「商業を容易にするための公共施設」論や教育論が積極的に展開されている事実と共に、『国富論』体系が必ずしも政府の積極的な機能を否定するものではないことを示している。『国富論』体系が「分業と蓄積のための機構としての」この第五編の国家範疇なしに完結しえない⁽⁵⁴⁾といわれる所以はそこにある。しかし、分業体系のための「法と統治」の基礎付け自体は『国富論』の主題ではなく、あくまでも法学(「法と政府」の理論)の主題にすぎないことは明らかである。『国富論』第五編は、こうした経済世界の自律の保障者としての政府の業務遂行に必要な経費・租税・収入・公債について論じたものに他ならない。スミスが第五編の国家論を第一―四編の経済理論と完全に両立する、政府固有の業務としての国防と司法にかかわる経費論からはじめていたのが、その何よりの証左である。第五編は、そうした

政府の本来の職務に関する基本認識の上に、改めて商業の論理にまかせていただけでは済まない問題としての土木・公共施設と教育に必要な経費について論じたのち、それらの経費を調達するための租税収入と公債について論じたものであったのである。

このような『国富論』第五編の構成は、既述のように『講義』の第五編相当個所の構成と必ずしも同じでないが、『講義』は「正義」論から出発していたため、第五編相当個所では、正義の執行に伴う経費の問題は改めて論じられることなく、正義の執行主体としての政府の「収入」が「治政」論に続く『講義』の第三の主題とされたのである。『講義』は、その上で改めて、政府に残された課題として、「商業」の原理では処理しえない問題と「軍備」について論じていたのである。これに対し、『国富論』では「正義」の「法と政府」の問題は、『国富論』体系に先立つ法学固有の主題として前提化されながらも、『法学講義』の内容はいまだ公刊されていなかったため、スミスは『国富論』第五編で政府固有の業務としての軍備と正義の執行が必要な根拠について論及した上で、それに伴う必要経費論を経済理論体系の一部として展開することが必要であると考えたのである。彼が、『講義』公法論の中核をなす市民政府論を『国富論』第五編で展開したのはそのためである。しかし、これらの事実は、『国富論』体系では「全体系が総括し最終範疇たる国家に収斂する」ことを意味するものではない。スミスは、第一―四編で政府が経済過程に介入する必要がある次第を原理的に論証した上で、改めて、そのような経済商業の論理にまかせておいただけでは上手く機能しない問題として、商業を容易にするための公共施設の建設と教育の必要を説いていたにすぎないからである。スミスが『講義』の第三、第四の主題とした収入、商業、軍備、国際法論、その展開としての『国富論』第五編の主題は、このように、あくまでも彼が『法学講義』の中心基本主題としていた「正義」論（「法と政府」の理論）と、その経済理論的検証としての「治政」論における治政不要論を前提した上で、その補論として、政府の治政不要の論

証を主題とした「治政」(経済)論の論理では処理しきれない、「公共の富裕」の保障者としての政府に残された機能の解明を主題とするものであったのである。⁽⁶⁶⁾『国富論』第五編の政府論が、ハチスンの政府論や、正義論のそれとちがって、正義Ⅱ「法と政府」の確立論ではなく、軍備、司法、公共施設・教育、そのための財政という、第一―四編の治政不要の経済世界の自律(自然法)を側面から保障・補完する、経済理論の補論的位置を占めるものにすぎないと考えられる理由はそこにある。

(2) 政府観の変化の問題

『法学講義』の第三、第四部門の主題を扱った『国富論』第五編は、一部にいわれるように『国富論』体系のハイライトをなすものではなく、ミスは政府の機能に基本的に消極的な見解をとっていたのであるが、この事実は、ミスの政府観自体がハチスンのそれと大きく異なり、治政論の展開に伴って微妙な変化を示していることから傍証されうることであろう。その次第を明らかにするため、ここで再度ハチスンの政府観を想起してみることにしよう。

ハチスンは、政府の任務を人民の教化と公共の富裕の積極的な推進者としての機能を果たす点に求めている。たとえば、彼は、『道德哲学体系』の第三編第九章の市民法論の冒頭で、「あらゆる法の目的は、人民の一般的善と幸福にあるが、それは主として人民の徳性に依存しているので、あらゆる正当で有効な方法によって、敬神と、自分たちの仲間に対するあらゆる正当で、平和的で、親切な性向とに人々を導くような真の徳の原理を振興することが立法者の仕事であるにちがいない」⁽⁶⁷⁾とのべている。彼はそのような視点から「世俗権力は、人民が」「あらゆる社会的、友愛的、英雄的職務への強い動機」をもつように「よく教育されるように配慮すべきである」⁽⁶⁸⁾としている。このようなハチスンの思想が別稿で論及した彼の仁愛市民社会論に対応していることは明らかである。⁽⁶⁹⁾ハチスンは、職分交換社会

としての市民社会における公共の富裕実現のためには「相互仁愛」が不可欠であると考えていたため、そのための人民の教育・信仰指導を世俗権力の任務としていたのである。彼が同じ章の中で「敬神に次いで国家に最も必要な徳は、謹厳、勤勉、正義、剛勇である⁽⁷⁰⁾」としていたのも、同じような考え方に基づくものであったといえるであろう。彼がこの第九章で、重商主義的産業奨励策を説き、「組織的労働^{インダストリアル}の習慣」涵養のための外国人誘致や結婚奨励策を説いていたのは、偶然ではないのである。

このようなハチスン^{ハチスン}の市民法論が、政府の任務を(イ)平和と正義(所有権)の維持だけでなく、(ロ)国家の繁栄(一般的富裕の実現)と、(ハ)そのための人民の尽力(good offices)の涵養に求めていたことは明らかであるが、スミスも『道徳感情論』では、為政者がこれらの課題を果たす権力をもつことを認める思想を展開している。たとえば、彼が『感情論』の正義論でのべているところによれば、「国家の為政者は、不正義を抑制することによって公共の平和を維持するだけでなく、よき紀律を確立し、あらゆる種類の悪徳や不行跡を思いとどまらせることによって、国家の繁栄を増進する権力を付託されている。従って、彼は仲間の市民間の相互侵害を禁止するだけでなく、一定程度相互尽力を命令する規則を規定できる」(TMS, II, iii, 1, 8, 傍点引用者)とされている。

この文章は、当時の諸国家の為政者がこれらの権力を現実に付託されていることを指摘しているだけで、必ずしもスミスがこうした政府観を抱いていたことを意味するものではない。その前後の文章の示す全体の論旨は、むしろその逆である。にもかかわらず、上の引用は、彼が④(平和と正義の維持)とならんで、⑤(「国家の繁栄」)を政府の目的と考え、⑥為政者が「よき紀律」の確立や「相互尽力」を命令する権力をもちうることを事実上承認していたことを示すものといえよう。市民の主體的な倫理の確立を『感情論』の主題としていたスミスは、ハチスンとちがって「よき紀律の確立」(人民教化)を為政者が果たすべき職務とはしてはいないが、為政者がそのような権力をもつことは、

『感情論』では認めていたのである。

『感情論』の政府観は、その限り、前述のハチスンの国家観と枠組を同じくしていることができるであろうが、『講義Aノート』でも第一草稿の導入部では、①「正義（所有権）の維持」とならんで、②「国家の富裕の増進」と、そのための治政が政府の任務とされ、そのための国家規制が認められている。「あらゆる統治体系の第一の主要な意図は、正義を維持し、社会の構成員が相互の所有権を侵害したり、自分自身のものでないものを奪ったりしないようにさせることである。その意図は、各人に彼自身の所有権の安全で平和的な所持をもたらしことである。……内的平和のないし国内平和と呼びうるこの目的が確保されるとき、政府は、次に、国家の富裕の増進を望むであろう。これが治政と呼ばれるものを生む。その国の交易、商業、農業、製造業に関してなされるいかなる規制も、治政に属するものと考えられる」(LJA, i: 1-2)。

この政府の意図に関する規定は、ハチスンとちがって、国家の繁栄増進のための「よき紀律の確立」は問題にしないが、ハチスンや『感情論』の上述の規定と同様、「国家の富裕の増進」を政府の目的とし、そのための行政規制を肯定したものであるであろう。スマスは、Aノートでも冒頭では、ハチスンのそれと本質的にはそれほど交らない政府—治政観を議論の枠組として前提していたのである。しかし、Aノートでも治政論の分業論の導入部では、さまざまな「アーツの奨励」が「法と統治」の「最終目的・究極対象」とされながらも、法と統治（政府）の機能は、外敵の侵略や貧民の略奪から富者の財産を保護し、国民が自由に安全に土地を耕作し、技術や科学を改良しうる点に求められている(LJA, vi: 18-19, LJB, 210)。これに対し、分別と美德は、技術と科学や法と政府と同様、生活に役立つことが強調されながらも、その涵養・強制は政府の目的とはされていない(LJA, vi: 19-20, LJB, 211)。このスマスの見解は、それに続く分業論で「相互助力」・「結合労働」の必要が強調されながら、そのためには「相互仁

愛」は必要ではないとされていた次第を知るとき、ハチスンの政府観との本質的差異が明確になるが、Bノートの最終部分では、収入、商業、軍備だけを治政論とは異なる法の第三、第四部門とする論理そのものから窺い知られるように、富裕の増進のための行政規制は政府の意図とはされず、司法以外には軍備と教育(country schools, LJB, 330)とその他の財政だけが、公共の福祉の擁護者としての政府に残された政府固有の業務とされている。このようなBノートの政府観、その展開としての『国富論』第五編の国家論と、Aノートの冒頭の政府規定との間には微妙な差異がみられるといえるであろう。

こうしたハチスン・スミス間、さらにはスミス自身の政府観の微妙な変化を生み出した最大の要因が、「治政」論における分業・富裕論の展開に基づくスミス自身の市民社会の自律性認識の進展にあったのではないかと考えることは、必ずしもそれほど不当な推測ではないように思われる。Aノートでは、「法学は、市民政府がそれによって導かれるべき規則に関する理論である」(LJA, i. 1)として、政府の目的を所有の正義と「国家の富裕の増進」、そのための行政規制に求めているスミスが、Bノートでは、「法学は、あらゆる国民の法の基礎たるべき一般諸原理を探索する科学であり」(LJB, 1)、「法学は、法と統治の一般諸原理に関する理論である」(LJB, 5)とした上で、「法の四大目的は、正義、治政、収入ならびに軍備である」(LJB, 5)として、法の目的を正義・侵害防止、治政・「商品の低廉」ないし「国家の富裕」、収入、軍備に求めていることは、その点、極めて象徴的である。Bノートにおける法学と法の規定がこのように抽象的になり、法の目的からAノートにみられた行政規制論が影をひそめたことは、『感情論』⇨『講義Aノート』⇨『Bノート』間における経済認識の進展の結果と考えることができるからである。もとより、こうした治政論における分業・富裕論の展開は、必ずしも六二―六三年講義が最初ではなく、それ以前にも当然存在したことが想定されるだけでなく、エジンバラ公開講義の中ですでにいち早く「国家を最低の未開状態から最高

度の富裕に導くために必要なものは、平和と安い税金と良い司法以外にはほとんどない⁽⁷³⁾」としていた次第を想起するとき、以上のような言葉の定義の変化だけから上述のごとく断定しえないことはいうまでもない。にもかかわらず、上述のような『感情論』⇓『講義Aノート』⇓『Bノート』間の政府規定の微妙な差異が、その間におけるスミス自身の経済認識の進展と何らかの形で対応しているのではないかと推測することは、決して不当な想定ではないといえよう。スミスは、こうした『講義』段階、顕在的にはAノートにおける経済認識の進展に伴って、Bノートでは、はじめから「富裕の増進」を政府の直接の目的とすることにより、慎重になり、『国富論』では、それを法と統治の究極目的（メタ原理）として前提するだけになったのである。

『法学講義』治政論は、このように、分業・交換性向の富裕論をテコとした経済の自動メカ機構の論証を通して、「国家の富裕増進」のためには積極的な政府の政策が必要であるとしていたハチスン自然法学と重商主義的貨幣政策の批判を中心基本主題とするものであった。そうした治政論の主題をより理論的に展開した『国富論』の世界が、「国家の契機」を捨象したところに成立したものと解されてきたのも、こうしたスミス思想の一つの本質をついたものであったといえないことは⁽⁷⁴⁾ない。しかし、実際には『国富論』は、「国家の契機」を捨象したのではなく、逆に、法と国家のあるべき姿の探求を究極主題とする『法学講義』正義論以来の法学（批判）体系の一部として展開されたものであった。「国家の契機」に否定的であったといわれる『国富論』でスミスが第五編の政府論を展開したのもそのためであった。『国富論』が、第四編までの治政否定の経済理論と一見トーンを異にする第五編の国家論を経済理論体系の有機的構成部分としていた理由の一つもそこにある。『法学講義』治政論は、あくまでも『講義』正義論の歴史的批判の論理の理論化として展開されたものであったのである。

五 正義論・治政論・『国富論』の関連

(1) 正義論と治政論の関連

『法学講義』治政論は上述の如き内実をもつものであったが、こうした治政論の主題と構造は、それが正義論の主題と方法の継承・展開・理論化であった次第を確認するとき、より明確になることであろう。

『講義』正義論は、別稿で論証したように、⁽⁷⁾同感原理に基づく法の確立を主題としたものであったが、それは同時に、その歴史的位相解明の過程で、「自由の体系」、その下での富裕の実現を妨げる慣行や特権の歴史的現状批判をもかくされた主題とするものであった。『講義』正義論は、同感原理に基づく法の歴史的位相の解明を通して、自由の体系の下での分業と富裕の実現を妨げる現状の歴史的批判を意図したものであったのであるが、そうした正義論の特色は、同感原理に基づく法の歴史理論が、社会に有益かどうか、今日ではどうか、という「富裕」視点から展開されている点に最も端的に示されているといえるであろう。

たとえば、私法論では、限嗣相続「権は、たんに最大限に不合理であるだけでなく、土地を商業から全面的に排除するので、社会に極度に有害でもある。国の利害は、土地が他のいかなる財貨とも同じように多く売買されることを要求しているのに、限嗣相続をする権力は、それを完全に排除している。……長子相続権と限嗣相続をする権力は、それらが行われている国々に支配的なほとんどすべての不良耕作の原因であり続けてきた。——土地が売買され、しばしば持手を変える場合には、土地は最もよく管理されやすい」(LJA, i, 166)として、長子相続権や限嗣相続権が

今日の社会にもたらしめている害悪が富裕視点から歴史的に批判されている。同様に、同業組合その他の排他的特権も、「それが最初に制定されたときには極めて便利であったかも知れない」が、「今日では、そのような規約は、労働とアーツの改良を妨げるので、全然役に立たないだけでなく、極めて有害である」(TJA, ii. 38, 39)として、その現状が富裕視点から歴史的に批判されている。『法学講義』私法論には、こうした富裕視点からの政策や慣行の歴史的現状批判の意図が色濃く滲み出ており、問題が今日ではどうかという現状批判の視点から考察されている。

家族法論でも、同様に富裕視点からの歴史的現状批判がなされており、奴隸制論がいつの間にか古代奴隸制社会とは異なる近代の文明社会における奢侈の社会的効用論に変わり、古代的法観念(Agarian law)を支持するハチسنの政府の政策主義批判の議論に変わっている。

これに対し、公法論では、政府の起源と歴史の考察を通して「自由な政府」論証がなされているが、公法論後半の純粹政治的叙述も、前半の、所有の交換に伴うアーツと製造業の発展を鍵概念とする、四段階論と重ね合わせて考察するとき、狩猟・牧業・農・商の正常な発展を前提した上で、その正常な展開をおくらせ、妨げた要因があったかの解明を主題とした歴史的現状批判の意図の下に書かれたものであったと考えることができるであろう。スミスは、自由の体系の実現をおくらせた封建社会の政治過程をそれとして考察すると共に、自由の体系がなぜ、どのようにしてイギリスにだけ登場しえたかを歴史的に叙述することを通して、富裕の実現を妨げる事情を明らかにしようとしたのである。『国富論』第三編と『法学講義』公法論とが深くかわり合う所以はそこにあった。スミスは、この公法論の歴史叙述をその前提としての私法論での歴史的現状批判と、その理論化としての政治論の緩慢進歩論と重ね合わせることによって、『国富論』第三編の歴史的批判を展開することになったのである。

正義論の歴史的批判は、このように実際には分業・富裕の実現を阻害している現状批判のための法や慣習の歴史的

批判としての性格をもつものであったのであるが、こうした歴史的現状批判のための方法としてスミスが正義論で採用していた方法が、前著の第四章で詳論した「特定自然法」論であった。⁽¹⁷⁾彼は、そこで論証したように、正義論でも始源 (origin) における事物の自然とその歴史的变化を明らかにすることによって、古い慣行をいつまでも墨守し、それを特権化することの誤りをきびしく批判していたのである。

治政論は、こうした特定自然法観に立脚した正義論の歴史的現状批判の理論的批判への揚棄のための理論構築を主題としたものであった。それは、第四段階の「商業社会」における分業Ⅱ交換性Ⅱ富裕の自然法の論証による治政（の歴史的現状）批判―そのための分業Ⅱ交換Ⅱ自然価格論を基底にした「富裕の自然的進歩のコース」論の事実上の展開・構築によって、その実現を妨げる事情の考察を主題とするものであった。緩慢進歩論が治政論のハイライトをなしていた所以はそこにあるが、治政論は、四段階歴史分析を基軸とする正義論とちがって、農工分業の帰結としての商業社会のメカ分析を中心主題とする第四段階論である点で、正義論の歴史的批判の論理とは原理的に性格を異にするかにみえる。しかし、この第四段階の商業社会の自然法分析は、既述のように正義論の歴史的批判と無縁に形成されたものではなく、実際には逆に彼が正義論における法の歴史的位相解明過程で行っていた慣行や特権・政策の根本批判のためには、たんなる歴史的批判にとどまることなく、分業Ⅱ交換（蓄積）性Ⅱ富裕の自然成長性の理論的論証にまで進まねばならぬことの認識に基づくものであった。

治政論は、このように正義論の歴史的現状批判を理論的批判にまで揚棄するための《理論》構築を主題とするものであったのであるが、こうした正義論と治政論の関連は、治政論の理論形成（自然法認識）が正義論の歴史的批判の論理としての特定自然法観の展開としての性格をもっていることから知られよう。治政論は、既述のように、第四段階の商業社会における分業Ⅱ交換（性Ⅱ）Ⅱ富裕の自然法の理論的論証（自然価格のメカニズム分析）を通して、その実

現を妨げる慣行・特権・政策を批判したものであったが、このスミスの論理は、彼が正義論で歴史的批判の論理として使っていた特定自然法観を前提するものであった。彼はそれぞれの段階がそれぞれの段階の「自然」に即したそれぞれ固有の「法」をもつと考えていたため、第四段階の自然に即した自然法を明らかにすることを通して、逆に、それとは異なる、それ以前の段階に生まれた慣習Ⅱ自然法をいつまでも慣行的に墨守する特権や独占を第四段階の自然に即さぬものとして批判することができたのである。彼が治政論で第四段階の「商業社会」における分業Ⅱ交換（性向）Ⅱ蓄積Ⅲ富裕の自然法をそれなりに論証することを通して、その実現を妨げる特権や政策の歴史的現状批判をなした所以はそこにあったといえるであろう。この事實は、治政論が、このような特定自然法観、ないし、それに立脚する正義論の四段階論に基づかぬたんなる第四段階論でしかなかったら、現状批判や、超越的な歴史批判はできても、歴史的批判に根ざした現状批判は成立しえないことから傍証されよう。

『国富論』第三編の歴史的批判と第四編の現状批判とが、同根のものとして一体的に理解さるべき根拠も、発生的にはここにあるといえるであろう。⁽⁷⁸⁾ スミスは、『講義』正義論以来の特定自然法観に基づく歴史的現状批判を意図していたが故に、第四段階の自然法理論（第一―二編）を基準にして、その実現を妨げる政策や慣行・特権の歴史的批判（第三編）と現状批判（第四編）を同時に遂行しえたのであるが、その基礎を築いた「治政」論は逆に、既述のような理論化の不徹底、とりわけ再生産Ⅱ蓄積Ⅲ成長理論の未展開のため、所詮は正義論以来の歴史的批判の論理のたんなる繰り返しにとどまらざるをえなかったのである。

(2) 『国富論』の主題と方法

こうした『法学講義』の限界をこえて、『講義』治政論の中心主題であった歴史的現状批判の理論化（緩慢進歩論の

限界突破)のための「成長」理論を成立に導いたのが『国富論』第二編であった。その成果の集約的表現が『国富論』第二編第五章の資本投下の自然的順序論を理論的根拠とする第三編第一章の「富裕の自然的進歩」論であることは、すでにみた通りである。『国富論』は、小林教授が精密に論証されたように、資本蓄積と富裕の自然的秩序・法則の解明による原蓄の歴史と現状の批判を中心主題とするものであったが、その基軸をなす「富裕の自然的進歩」論は、「治政」論の「緩慢進歩」論を踏まえたものとして、富裕実現の自然的コースを具体的に特定化することによって、彼が『講義』正義論以来意図していた重商政策(原蓄の理論と歴史)の歴史的現状批判に理論的基礎を提供することを用意したものであった。スミスが『国富論』の「序言」で「有用で生産的な労働者の数は、のちに明らかになるように、どこでも彼らを就業させるために使用される資本の量と、資本がそのように使用されるさいの特定の方法とに比例している」(WN, Introduction, 6)として、第二編の中心主題を資本が農―工―商のそれぞれの部門に投下されるさいの「特定の方法」を明らかにする点に求める一方、第三編第一章の末尾で「これらの諸国の最初の統治の性質に基づいて導入されたが、その政府が大きく交ってしまっただのちまで残存した風俗・習慣が、これらの諸国をして必然的にこのような不自然で逆行的な順序をとらせたのである」(WN, III, i, 6)と述べているのは、その点、示唆的である。『国富論』第三編は、第二編の蓄積と再生産の理論によって基礎付けられた資本投下の自然的順序を農業工商の「富裕の自然的進歩」のコースとして具体的に特定化することによって、長子相続権や限嗣相続法のような、今日の政府の現状に即した適宜性をもたない、古い段階の慣行を墨守し特権化する前期的独占をそのままにして、農業の改良より商業を優先するヨーロッパの政策が緩慢進歩の最大原因である次第を明らかにすることを主題としたものであったのである。スミスが『国富論』で展開した富裕の自然的進歩論は、彼が『講義』の正義論や治政論で展開していた長子相続批判や排他的特権・独占批判により確かな理論的基礎を提供し、「緩慢進歩」の真の原因がヨーロッパ

バの政策にある次第を歴史的に論証するために行った、『講義』の歴史的批判の論理の理論化の帰結として登場したものであったのである。『国富論』第三編が、既述のように『講義』正義論の歴史的現状批判と密接不可分な関連をもつ根拠も実はそこにあったのである。

『国富論』は、このように『講義』正義論の四段階仮説に基づく歴史的現状批判⁸⁰とその理論化としての治政論の経済理論を成長理論化したものであるが、『国富論』では、治政論とちがって「資本制蓄積の立場からする、原始蓄積——その理論と歴史と現状——の批判」のための理論が形成されたため、既述のように正義論の歴史的批判と治政論の緩慢進歩論とが第三編の主題として一本化され、その上に、治政論の主として第三—四節^{セクション}で展開されていた第四編の現状批判が独立し、それに対して、その基礎理論として治政論の第二節以降の経済理論が第一—二編の主題として自立したのであった。

こうした『法学講義』と『国富論』の対応関係は、『国富論』における成長理論の展開に伴って、『講義』における歴史的現状批判の論理の典型としての「最初は、……しかし、今は」の論理が、『国富論』では残基化している事実の中にも示されているといえよう。スミスは、『国富論』においても、事物の起源 (origin, originally, at first) とその後の変化・発展を問題にし、第三編第一章の末尾その他では既述のように『講義』の歴史的批判の論理を想起させるような思想を表現しているが、それらは『講義』の論理の文字通り痕跡にすぎず、それが『講義』で占めていたような論理の規定要因ではなくなっている。これは、スミスが自らの蓄積と再生産理論の展開、その帰結としての富裕の自然的進歩論の形成に伴って、『講義』の歴史的批判の論理の基軸をなしていた「最初は、……しかし、今は」の論理を放棄したことを示している。しかし、この事実には、『国富論』の再生産・蓄積・成長理論が『講義』の歴史的批判の論理と矛盾・対立関係にあったことを示すものではなく、逆に、前者が後者の展開・発展・理論化に他ならぬ

ことを示すものに他ならない。その次第は、『国富論』の「富裕の自然的進歩」論と『講義』の四段階論との関連を知るとき、より明らかになることであろう。

スミスが『国富論』で展開した「富裕の自然的進歩」論は、歴史的には、古代ギリシャ階段ですでに到達していた狩↓牧↓農↓商の四段階認識を背景にしたもので、ゲルマン侵入に伴う商業の杜絶後、改めて成立した都市の発展を契機とする商↓工↓農の逆転の歴史過程に対し、農工分業に伴う商業社会の形成の本来のあるべき姿を示したものであった。それは、既述のように、彼が『講義』の緩慢進歩論の限界を突破するための理論として構築した第二編の蓄積・再生産論の集約としての資本投下の自然的順序論に基づいて、進歩のおそい現状を批判するために構築した経済発展の正常な歴史的順序を理念型化したものであるが、スミスがこうした形で『講義』の四段階仮説をその後の歴史的事実を踏まえて農↓工↓商の富裕の自然的コース論として理念型化したことには、正義論の四段階分析過程でたどりついた各段階間における分業の発展に伴う生産力上昇の認識があったと考えられる。『国富論』の富裕の自然的進歩論は、このように、彼が『講義』正義論段階で到達していた段階Ⅱ分業Ⅱ生産力発展の関連認識を前提しながら、それをさらに治政論以来の分業Ⅱ蓄積Ⅱ富裕のメカ分析によって精密化したところに成立したものであったのである。この理論が、既述のように正義論の歴史的批判の論理と密接な関連をもつ所以はそこにあるが、スミスは分業Ⅱ生産力概念を段階分析の鍵概念としていたため、上の段階の移行の順序を「富裕の自然的進歩」の普遍的過程と考えていたのであった。

(3) スミスにおけるブルジョア文明史観の問題

スミスのブルジョア文明史観が問題となる基盤はそこにある。周知のように、スミスは、農↓工↓商の移行を「富裕

の自然的進歩（の過程）」と規定していたが、その前提としての狩↓牧↓農↓商の移行をも同じように「事物の自然的進歩」(LJA, iv. 75, 88)の過程としてとらえていたのであった。このようなスミスの進歩史観が生産力視点に基づくことは明らかである。スミスは、前に紹介した「断片A」の一節の示すように、段階ステージの移行を分業で切り(83)、分業の誘因としての交換と富裕の条件としての蓄積とを人間の自然の性性向に基づくものと考えていたため、上の移行を「富裕の自然的進歩」の過程とみたのである。彼が狩↓牧↓農↓商の段階ステージの移行ないし農↓工↓商のコースを富裕の「自然的進歩」の順序と考えた根本の理由はそこにあったのであるが、このようなスミスの考え方が生産力主義に立脚するブルジョア文明史観でしかないことは否定しがたい事実である。

しかし、スミスがこうした進歩史観をとっていたということは、必ずしも彼が文明社会の自然法を未開社会に逆投影し、商品生産のモデルで未開社会の慣習や法を一面的に批判していたことを意味するものではない。スミスは、たしかに、分業・交換の起源を矢弓作りの上手な野蛮人の例(WN, I, iii)で説明している。この説明は、交換の發生の疑似的説明としてはそれなりに首肯しえても、分業の起源を分業・交換関係が基本的に存在しない未開人のモデルで説明している点で何かしっくりしないものを感じさせることは否めない。このような考え方は、それ自体、彼が人類史を分業・交換範疇で切断する商品生産中心の視点に立脚していることを示しているが、彼はさらに彼と同時代の第四段階の社会の「通常のコース」を超時代的な「自然のコース」と同一視し、現在の人間の自然に基づく法を普遍的な自然法と考える思想を間々展開している(84)。このようなスミスの考え方が「人間本性の諸原理」の「環境によるちがひ」の探求を主題とした彼の基本思想と異なることは明らかであるが、スミスは分業・交換の発展による生産力の増大を文明の進歩と考える生産力説の立場に立っていたため、文明社会で「満面開花」する「進歩」の特定特定の、コースを「自然」と考える現在中心の自然法観をとっていただけでなく、時には、文明社会の人間の自然に基づく法を

「普遍的な自然法 (universal laws of Nature)」と同一視してさえたのである。スミスの自然法がすぐれて「商品生産に対応する自然法」といわれる所以はそこにある。しかし、この事実は、必ずしも彼が商品生産に対応する法のみを「唯一の」自然法と考え、それを過去に逆投影し、それによって過去を一面的に裁断していたことを意味するものではない。スミスは、こうした通説的見解とは逆に、文明社会を頂点とする各段階がそれぞれの段階の「自然」に即した法・慣習をもつとの特定自然法観に立脚していたのであった。彼が、古くからの法や慣習もその成立時にはその当時の社会の自然に即した適宜性をもっていたことをはっきりと承認しながら、それを異なる段階になっても固執することの誤りを歴史的に批判しえたのはそのためであった。彼は、こうした特定自然法観に立脚していたためにこそ、古い段階の慣行の特権化した前期的独占や重商政策を、「未開」から「文明」への移行を「進歩」と考えるブルジョア文明史の立場から批判することができたのである。それが『法学講義』⇓『国富論』におけるスミスの歴史的批判の方法であり、『国富論』の「富裕の自然的進歩」論は、『講義』の特定自然法観と矛盾せず、むしろ、それを成長理論化したものであった。彼が未開⇓文明の進歩史観をとっていたことは、彼が自然法の相対性を認める特定自然法観に立脚していたことと何ら矛盾するものではないのである。スミスのブルジョア性は、その生産力主義の故に、狩⇓牧⇓農⇓商の移行ないし農⇓工⇓商のコースを「富裕の自然的進歩」のコースと規定し、その人類的妥当性を確信していた点にあるが、彼は必ずしも商モデルで狩・牧を一面的に裁断していたのではなく、未開社会や封建社会にもその「自然」に即した独自の「法」が存在することをはっきりと承認した上で、それをいつまでも墨守する慣行・特権・実定法の批判を『講義』と『国富論』の中心主題としていたのである。⁽⁸⁵⁾

六 スミスにおける法学と経済学の関係

(1) スミス経済学の法学的構造

スミスの経済学は、このように『法学講義』正義論以来の自然法の「特定の内容」確定による慣行・特権の歴史的現状批判の論理が「治政論」⇨『国富論』の過程で資本制蓄積の立場からする原蓄の歴史と現状の理論的批判を可能とする「富裕の自然的進歩」の理論にまで高められたところに成立したものであった。このようなスミス経済学の出ないし基本性格は、それが本来スミス法学の主題であった「自由な政府 (free Gov't)」の法学の展開⇨それに基づく「法と統治 (Law & Gov't)」の歴史的現状批判のための基礎理論として構築されたものであったことを示すものといえよう。

スミスの『法学講義』は、既述のように、「自由の体系」の正当性論証を究極主題とする free Gov't の法学として、同感原理に基づく法の基礎付けを通して、法の本来の目的である社会的「正義」の実現⇨その下での「富裕」の増進を妨げる慣行や特権、政策の批判をかくされた主題としたものであったが、こうした正義論における治政批判の正当性を理論的に論証しようとした治政論の課題をより理論的に展開したのが『国富論』であった。『国富論』の主題は、分業⇨蓄積⇨富裕の自然法則の解明にあり、「資本の蓄積の機構と条件」の解明による原蓄の歴史と現状の批判こそ、既述のように、『国富論』の理論的関心の焦点」をなすものであったが、それは彼が治政論で展開しようとして果せなかった分業⇨富裕の実現を妨げる条件の探求がより理論化されたところに成立したものであった。

『国富論』第一―二編は、こうした『講義』正義論以来の重商主義的政府の政策主義の歴史的現状批判の主題の展開としての第三―四編の歴史・政策批判のための基礎理論として展開されたものであった。第五編は、こうした重商主義批判の『経済』の論理だけでは済まない政府固有の業務を主題とするものであった。こうした『法学講義』治政論と『国富論』との関係は、『国富論』全五編が「正義」の法の執行者としての「自由な政府」の正義＝富裕論として、法学ないし法学批判の枠組の中で展開されたものであることを示しているといえるであろう。

こうした「法学」(批判)体系としての『国富論』の主題が、当時の重商主義(原蓄)体制を支えていた、独占(86)・富裕＝公益＝正義という、当時の法＝正義観念の批判にあったことは、これまでの研究の示す通りである。当時の重商主義者や、商人や製造業者の詭弁にのせられて「偏見」にとらわれた人々は、特権会社による貿易独占や、公共の富裕の担い手としての政府による貨幣蓄積政策こそが、全体の「富裕」＝公益＝「正義」を増進すると考えて独占を是認する一方、既述のハチンスンの政府論やステュアートの経済思想にみられるように、「正義」の執行者としての為政者の経済過程への介入を当然視していたのであった。それに対し、スミスは、分業・交換・蓄積・富裕の自然的進歩のコースを特定化することによって、過去の「自然」＝「正義」の慣習化＝特権化としての独占や、商品の価格を人為的に自然価格以下に引下げる助成金政策その他の治政が、反って「産業の自然的均衡」をくずし、経済発展の自然的順序を乱す次第を理論的に論証しようとしたのであった。『国富論』が、「治政」論では十分展開しえなかった自然価格論の理論的精密化を基底にした蓄積・富裕の自然法則の解明による原蓄の歴史と現状の批判に最も力をそいだのは、そのためであった。こうした重商主義批判としての『国富論』の主題と構造が、『法学講義』の主題の理論的展開であったことは、すでにさまざまな角度から論証した通りであるが、この事実が、重商主義・原蓄批判に集約されるスミスの『国富論』体系が発生的にはハチンスンの『道徳哲学体系』の批判的注解を契機として展開されたもの

であったことを改めて確認することであろう。

(2) 『法学講義』における経済学の生誕の内的必然性

『法学講義』の最大の意義は、このような形でそれが『国富論』体系全体の基礎と出、自をなしていた点にあり、これまで考えられてきたように『講義』の正義論が『国富論』の経済学の制度的基礎を提供し、「治政」論の中に『国富論』第一編（とりわけ第一―三章）の原型が展開されていた点にのみあったのではない。スミスが『国富論』で「解答」を迫られた最も基本的・本質的な問題、ないし、『国富論』全五編の主題の基本的枠組は、既述のように、正義論からはじまる『法学講義』全体の中ですではっきりと存在していたのである。とりわけ、「治政」論は、分業・交換・価格メカ分析に基づく富裕の実現を妨げる事情の解明を通して治政批判を主題としていた点で、『国富論』体系全体の直接の原型をなすものであった。『国富論』は、こうした治政論の主題をより理論化したところに成立したものであり、『講義』正義論で問われていた主題に対する理論的な「解答」を書こうとした治政論以来のスミス自身の理論的探求の論理的帰結として登場したものであった。

『国富論』と異なる『講義』の限界は、彼が治政論で意図した分業・富裕の自然法の論証を富裕の「自然的進歩」論にまで高めえなかっただけでなく、その前提としての分業論と価格論、価格論と貨幣論、貨幣論と緩慢進歩論とがそれぞれ分裂したままにとどまっていた点にある。『法学講義』では、いまだ歴史的批判が理論的批判に媒介されず、歴史的批判（正義論）と理論的批判（治政論）とが分裂してただけでなく、理論的批判の章（治政論）でも現状批判と歴史的批判とがチャンポンに無原則的に行われていたことも、こうした理論の未成熟性に基づく『講義』の限界を示すものといえよう。その最大の原因が価値・価格論と蓄積・再生産論の未展開にあったことはすでにみた通りであ

るが、こうした理論的欠陥にもかかわらぬ『法学講義』の意義は、彼が『講義』の主題とした同感原理に基づく法の「特定の内容」の確定、それによる慣行・特権・政策批判の試みそれ自体のうちに既述のように事物の自然法そのものの理論的考察を必要とし可能ならしめる契機が含まれていた点にある。

『法学講義』における経済学生誕の内的必然性は、まさしくそこにあったのであり、スミスの経済学は、同感原理に基づく法の「特定の内容」の確定による政府の政策（治政）批判という、正義論の主題の正当性の理論的論証の必要から生まれたものであった。『法学講義』治政論の意義は、その意味ではそれがまさしくこのような形でハチスン道德哲学批判としての『講義』正義論の本来の主題と『国富論』とを有機的に媒介する媒介者としての役割を果たした点にあるということもできるであろう。スミスの経済学は、こうした『講義』正義論と治政論と『国富論』の三者の關係、さらには、その大前提としてのハチスン道德哲学体系との關係が示しているように、ハチスンの「道德哲学」↓その中核としての「自然法学」↓その帰結としての「政府論」の中から、ハチスンの政府観批判のための治政批判理論として登場したものであったのである。

スミスにおける倫理・法・経済の三つの世界、それに対応する『道德感情論』—『法学講義』—『国富論』の世界は、一見、別々の、それぞれ固有の主題を扱っているようにみえるが、その共通の基礎（注解対象）としてのハチスンの『道德哲学体系』を前提においてみると、それらの世界は相互に独立していると同時に、一列に発展的につながっており、『国富論』体系は、ハチスン『道德哲学体系』の批判的注解を基本主題としていたスミスが『講義』で当面した課題に対する「解答」としての性格をもつものであった次第が理解されることであろう。

『国富論』は、もとより、こうした『講義』の「課題」に対する彼自身の「解答」がさまざまな状況の中で深められ拡大された成果で、そこにはケネーやチュルゴその他の渡仏後に新たに接触した多くの経済学者の学説の影響がみら

れる反面、ジェームズ・ステュアートの経済学体系との理論的対決を通してより明確化された資本制の蓄積の立場からする原蓄の歴史と現状の批判が「治政」論とは比較にならぬほど進んでいることはいうまでもない。⁽⁸⁷⁾ スミスが『国富論』執筆過程で当 faced した当時のさまざまな現実問題から学びながら、それらとの格闘を通して自らの理論を彫刻していったことも、改めて指摘するまでもない事実である。にもかかわらず、既述のようなハチスン『道徳哲学体系』の批判的注解としての『法学講義』の基本性格、その一部としての「治政」論の出自と、正義論→治政論→『国富論』の有機的關係は、スミス経済学の基本主題と本質構造が、発生史的にはあくまでもハチスン道徳哲学、ハチスン法学批判を基本主題としていたスミス自身の法学講義体系の中から生まれたものであったことを明示しているといえるであろう。

こうしたハチスン「自然法学」批判としてのスミス経済学の基本的枠組こそ、前述のごとき『国富論』の編別構成の根柢をなすと共に、『国富論』の統一的解釈の最大の鍵をなすものに他ならない。「政治経済学」としての『国富論』の出自は、まさしくこうした『法学講義』のハチスン政府論批判論的枠組そのものの中にあつたのである。⁽⁸⁸⁾ 『法学講義 A ノート』の意義は、こうした政府論と経済学との関連（政府論→経済学の必然性）を明らかにした点にあるが、『講義』の『国富論』に対してもつ意義を明らかにするためには、いわゆる A—B 両ノートの構成逆転問題を中心にさらにいくつか解明しておかねばならぬ論点がある。

- (1) 拙稿、治政論の出自と分業論の成立——経済学の生誕と『法学講義』その一——「橋大学研究年報『社会学研究』23、一九八五年、とくに二、四節参照。なお、本稿でも、前稿同様スミスの著作からの引用ページの表示は、原則として、グラスゴウ版新全集の章節符号に従って、本文中に挿入する。
- (2) スミスがここで列挙している「富裕」論の主題とその構成は、次の通りである。①価格論、②貨幣論、③緩慢進歩論、④

租税・収入論、⑤商業の影響論。「治政」論の第Ⅰ、第Ⅱセクションの自然的欲望、分業・交換性向論も、当然「富裕」論の主題を構成するものであり、スミス自身、分業こそ「国の富裕」を増大する唯一の原因であるとしていたのに、その彼がこの三・三〇講義の途中で以上のように新しく「富裕についての論述」主題を設定し、価格論から議論をはじめているのは、『講義』治政論が前稿で論証したように、フランシス・ハチソンの市民社会論的分業論の批判を第一の基本主題とし、その上で改めて、分業と富裕の可能性の価格・貨幣論レヴェルでの理論的論証と、分業と富裕の実現を妨げる緩慢進歩の原因の探求を「治政」論第Ⅲ節以降の中心・基本主題としたためであると考えられる。上述の三・三〇講義における「富裕」論のプログラムは、その意味で『講義』治政論の出自と主題を示すものとして注目される。

(3) Cf. Cannan, E.: Editor's Introduction to Adam Smith: *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, Kelley Rep., esp. pp. xxvi-xxviii. 高島善哉・水田洋訳『ダラスノウ大学講義』六三—六七ページ。Scott, W. R.: *Francis Hutcheson*, Kelley. Rep., pp. 234-243, etc.

(4) この「第四段階」の「商業社会」が、農—工分業に伴う商品生産の一般化した社会として、ヒュームやジェームズ・ステュアートの到達した世界を出発点としていることは、小林昇氏の指摘の通りであるが(小林昇、『国富論』の学史的位置、大河内一男編『国富論研究』Ⅲ、六三—六六ページ)、『国富論』の「商業社会」論も農—工分離の歴史過程を前提していることは、『法学講義』正義論の四段階歴史分析や後述の緩慢進歩論をみれば、直ちに明らかになる点であるといえよう。

(5) Cf. LJA, vi. 59-63, 67-69, LJB, 224-227. なお、ハチソンの『道德哲学体系』では、価格決定要因として、原価・運送費・租税・利子・労賃・利潤・危険負担費があげられてくる(Cf. F. Hutcheson: *A System of Moral Philosophy*, Kelley Rep. Vol. II, p. 63)。これは、通俗的な価格構成費目の羅列にすぎず、商品価格の本質が労働にある次第の認識が『講義』よりさらに弱いことを示しているといえよう。

(6) Aノートの四月五日の講義では、以上の議論に続いて、分業が市場の大きさに比例する次第が論じられているが、これは第二節^{二二}の分業論の補足で、価格論ではない。Bノートには相当個所がないのが、その何よりの証左である。

(7) Cf. Moeck, R. L.: *Studies in the Labour Theory of Value*, Lond., 1958, pp. 48-49. (水田洋・宮本義男訳『労働価値論

史研究』五六ページ以下。do. *Economics & Ideology and other Essays*, Lond., 1967, pp. 30-31. 時永淑訳『経済学とイデオロギー』四四ページ。藤塚知義『アダム・スミス革命』一九五二年、四七ページ以下。同、『国富論』における労働価値論の成立、経済学史学会編『国富論』の成立』一七七ページ以下。羽鳥卓也氏も、「当時のスミスのいう自然価格とは、独立の商品生産者が当該商品の生産のために支出した全経費を償う価格のことである」（羽鳥卓也、いわゆる『国富論草稿』について、『三田学会雑誌』六九巻六号、一九七六年、四五ページ）としている。

(8) 新村聡、スミス価値論の成立過程——『法学講義』から『国富論』へ——（早坂忠編『古典派経済学研究』Ⅲ、一九八六年、所収）一四九ページ。なお、新村氏は、LJA, vi. 68の「元本」とそれに対する「interest and profit」用語を根拠として自然価格論の中にも利子・利潤認識があったとしているが（同、一四四ページ）、上の用語は、自然価格の構成要素としての教育費や危険負担費等に充当するストックの問題にからんでのべられたものにすぎず、スミスが利子・利潤を自然価格の構成要素としていた証拠にはならないことに注意されたい。

(9) 羽鳥卓也、アダム・スミスの蓄積と再生産の理論、大河内一男編『国富論研究』Ⅰ、一五三ページ参照。

(10) 渡辺恵一、アダム・スミスの労働価値説——重商主義批判の理論的基礎——、大阪市大『経済学雑誌』八五—二・三号、一三二ページ。

(11) Cf. LJA, vi. 26-28, 32. スミスが『講義』で注解の対象にしたハチスン自身が、『道德哲学体系』第三編第三章（Cf. Hutcheson, *System*, II, pp. 199-200）の示すように、「資本—賃労働関係を前提した議論を展開していたことに留意されたい。ただし、『講義』では文明社会における所有の不平等に基づく階級分化を説くさいに、不労所得者として地主や金貨を例示し、労働者のうちに商工業者や手工業者が含まれていたことが注意されねばならない。羽鳥氏が『講義』Ⅱ『草稿』におけるスミスの分析モデルを独立生産者にみた根拠はそこにあり、剰余価値≡利潤認識を欠いた『講義』の「自然価格」論の内実も、それに対応する。その限り、『講義』と『国富論』との間に決定的な差異が存在することは明らかである。しかし、『国富論』でも「労働者」の規定が必ずしも厳密ではない次第を考えると、両者の相違は、表象している対象のちがいによる以上に、『講義』段階ではいまだ分業論の主題を価格論として展開しえなかったためであるといえるのではないか。その点、これまでの

ような認識対象のちがいで説明する切り方では、「理論」の発生も発展も十分には説明できないのでないか。

- (12) 関源太郎氏も、「分業論に読みとれた資本主義的生産・分配関係に対するスミスの事実認識は、決して透徹したものではなく、自然価格・分配論の次元からみると、その不十分さが明るみに出される」(関源太郎、『法学講義』におけるA・スミスの歴史認識について、九大『経済学研究』四五—三三号、五〇ページ)とのべている。

- (13) 渡辺恵一、『国富論』第三・第四編の関連についての一考察、『経済学雑誌』八〇—三三号、一九七九年、一〇〇—六ページ参照。

- (14) 関源太郎、前掲論文、四一ページ参照。

- (15) Bノートの「自然価格」論は、その点、Aノートよりはるかに抽象的で、Aノートで展開されていたような自然価格の「特定の内容」、その実現の「自然的過程」特定のためのケース—環境分析は行われていない。これは、BノートがAノートと異なり、具体的分析・論証過程を省略した梗概であったためであると考えられる。しかし、Bノートも基本的にはAノートと同じ性格をもっていたことは、その助成金批判がAノートと同じ自然的過程分析に立脚していることから知られよう。

- (16) 『国富論』第一編第八—十一章のいわゆる分配論は、「自然価格」論の具体的展開であることに注意されたい。

- (17) 『法学講義』価格論で「自然価格」の構成要素とされていた教育費と危険負担費は、ここでは「職業そのものの性質からくる不均等」を生み出す「主な事情」の一つとされている(W.N. I. x. b. 1c)ことに注意されたい。なお、『国富論』の価値論形成の契機も、後述のように、こうした自然価格と現実の貨幣価格(市場価格)との差異をもたらしものが、政策の影響か、貨幣価値の変動の結果かを確定する必要にあったことに注意されたい。

- (18) 経済「理論」とは、スミスの場合、自然法の「特定化」↓「特定自然法」の解明に他ならず、スミス経済学の主題は、そのような「理論」形成による「治政」批判にあったことに注意されたい。

- (19) 拙稿、同感法学の破綻、『横浜市立大学論叢』三六一号、一六ページ。

- (20) 新村聡、前掲論文、一五一ページ参照。

- (21) Cf. Hutcheson: *System*, II, pp. 58, 62-63.

- (22) 上のBノートの原文は、スミスが論及・注解の対象から除外したハチソンの価値尺度論(Hutcheson: *System*, II, pp. 62-63) に対するスミスのコメントとも考えられないではないが、上述のように『講義』貨幣論では貨幣価値変動問題が基本的に取扱われていない事実は、治政論ではスミスの関心がそこにはなかったことを示すものといえよう。
- (23) Cf. Meek, R. L.: *Smith, Marx and After*, Lond, 1977, pp. 83-84. 時永淑訳『スミス・マルクスおよび現代』一五六―七ページ。新村聡、前掲論文、一四〇ページ参照。
- (24) ただし、以上の事実は、人―人関係原理としての所有権、その内実をなす労働を社会的価値(moral qualities)として『感情論』原理に基づいて基礎付けようとしたスミスの労働価値説の萌芽が『講義』にみられることを何ら否定するものではないことに注意されたい(前掲拙稿、一五―一七ページ参照)。
- (25) 貨幣の機能を明らかにするためには、商品の交換が何を基準にして行われているかを明らかにする必要がある。交換価値の価値尺度として労働価値論が登場する基盤はそこにある。スミスは、『国富論』第一編第五章で商品の交換価値を規定するのが支配労働量であることを明らかにしたのち、それが投下労働量による規定を受けている次第を解き明かしたが、『講義』では不変の価値尺度論がないため、この問題は問題になりうべくもなかったのである。
- (26) 『国富論』におけるスミスの貨幣的分析視角の否定が多分にジェームズ・ステュアートを意識したものであったことは小林教授の指摘される通りであるが、『経済学原理』以前の『法学講義』段階におけるスミスの貨幣的経済政策批判は、ステュアートよりもハチソンに対象化された当時の重商主義者一般を対象とするものであったといえよう。
- (27) Taylor, W. L.: *Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith*, Durham, 1965, p. 82.
- (28) このような『道徳哲学体系』第一編第二章の標題に対し、『道徳哲学綱要』では、同じ章の標題が目次では「財貨の価値と通貨について」となっているのが、本文の一二章の見出しでは「財貨の価値ないし価格について」と変っている。この『綱要』本文の標題は、貨幣論を価値・価格論の主題としていたハチソン理論の性格をより明確に示しているといえよう。
- (29) Hutcheson: *System*, II, p. 55.
- (30) Cf. *Ibid.*, pp. 55-61.

(31) Cf. *Ibid.*, pp. 62-64.

(32) 小林教授は、スミスの有効需要論では、「商品生産の本質に根ざす、消費量に対する生産量の超過の必然性に対する危険は、自然価格という概念の導入に伴う長期均衡視角の成立によって、特別な関心事ではなくなっており、……スミスにとっては、長期均衡の視角の獲得は貨幣的分析視角の排除の上に行われたわけである」(小林昇、前掲論文、八八ページ)とのべているが、これは問題の一つのポイントをついたものといえよう。

(33) 新村聡、前掲論文、一五七ページ。なお、新村氏は、こうした貨幣価値変動のもたらす問題についての『講義』↓『草稿』↓『国富論』間の認識の進展のうちにスミスにおける労働価値論の成立をみている。本節の叙述は、この新村氏の解釈に刺激されたところが多い。

(34) スミスが『国富論』でこのように価格論と貨幣論の配列を逆転させた上、貨幣論を事実上解体させたことについては、その他にさらに、第二編の蓄積と再生産の理論の完成によるところが大きいことが注意される要がある。彼が第二―四編で展開したような再生産・蓄積・成長理論に基づく歴史・現状批判が可能になれば、治政論の「貨幣」章の本来の主題であった重商主義批判のための貨幣論は、展開の必要がなくなるからである。その次第は、後述のように、『国富論』第二―三編が『講義』の貨幣論と緩慢進歩論の主題の展開であった事実を知るとき、より明らかになるであろう。スミスが『国富論』では貨幣論をばらばらに分解・縮小し、価値尺度論は価値論に吸収させ、『講義』貨幣論の中核部分は、第二―四編に分散・解体させた一つの理由はそこにあったことに注目されたい。

(35) ただし、治政論でも「富裕」論の主題の一つとしての「貨幣」論の主題にふれた箇所(J.J. p. 56)では、貨幣論の主題として上の二つの機能だけがあげられているが、これはハチスンに従って、貨幣論の本来の主題を「講義」の主題として提示したものといえよう。

(36) ただし、マン自身は、『講義』の編者の指摘するように、このような論稿を出版していない(Cf. I.J. p. 506 note)。

(37) Bノートにも、ストック用語・観念はみられるが、Aノートのように、ストック論として、分析の鍵概念にはなっていないといえよう。

- (38) B ノートで『LJA, vi. 157』に相当する LJB, 258-9 では価格メカ論による説明が展開されているが、それに先立つ LJA, vi. 152-3 で展開されていた価格メカ論に相当する議論は B ノートにはない。
- (39) たとえば、A ノートの紙幣論 (LJA, vi. 130 f.) の中で展開されていた年生産視点 (LJA, vi. 132) も、B ノートの銀行論 (LJB, 246-50) では消えている。これは、B ノートでは論証過程の講義内容が割愛されたためとも考えられるが、より以上に、スミスの関心が B ノートでは論証よりも銀行論それ自体の理論的展開に移っていた点によるところが大きいといえるのではないかと推測される。
- (40) 羽鳥氏は、スミスが『講義』や『草稿』でも、年生産の概念を基礎において、「生産と消費のバランスこそ再生産の基本条件」として、差額説をこの観点から批判していたとしている (羽鳥卓也、前掲論文、一四八ページ)。これは、B ノートに依拠したものであっただけに卓見である。
- (41) 「治政」論は、自然的欲望論⇩分業論⇩価格論⇩貨幣論⇩富裕の進歩のおそい原因論という構成になっており、形式的には『国富論』と同様な理論的形態をとっているが、実際にはよりステュアートの理論と政策の直接的結合論にすぎず、いまだ『国富論』のような上向法になっていないのも、そのためであることに注意されたい。
- (42) 小林昇、『国富論』における原始蓄積の把握について、経済学史学会編『国富論』の成立』二九五—六ページ参照。
- (43) 貨幣論でも、既述のように、資材の蓄積を産業の条件とする議論は展開されているが、貨幣論では、いまだ分業⇩蓄積の関連についての明確な論及はなされていないといえよう。
- (44) 関源太郎、前掲論文、五一ページ。
- (45) 上の正義論の「自然的進歩」用語は、アーツや奢侈の発達を前提するだけで、分業論にまで深められていないが、分業論を基軸とする治政論の「富裕の緩慢進歩の原因」(LJB, 285) 論は、その当然の前提として、分業⇩蓄積⇩「富裕の自然的進歩」観念を想定するものとして、その認識を導く契機をなしたのである。『国富論』第三編第一章の「富裕の自然的進歩」論がこの認識の進展の帰結として登場した次第の論証が本節の主題をなす。
- (46) 『講義』では「資材の蓄積」が素材的にしかとらえられておらず、『国富論』のように「追加資本の形成」という意味で用

いられていないだけでなく、「蓄積の内的関連や再生産の構造連関」が問われていない（羽鳥卓也、前掲論文、一四七ページ、関源太郎、前掲論文、五一ページ参照）ことも、この事実に対応するものといえよう。

(47) スミスは、私法論で、封建社会では長子相続制度もそれなりに根拠があったことを明らかにしたのち、第一草稿の末尾に当る相続論の結論部分（LJA, i. 166-7）で、土地分割の利点をはっきりと指摘し、長子相続法や限嗣相続制度の最大の害悪が土地の商品化＝土地分割を妨げる結果、不良管理をもたらし、農業改良を妨げる点にあることを強調している。「長子相続の権利と限嗣相続をする権力が、それらが行われている国々に支配的にみられるほとんどすべての不良耕作の原因である。土地が取引され、しばしば持主を変える場合には、最もよくよく管理されやすい。」「かりに、この地所が沢山の小所有に分割されるならば、それぞれが独立の主人をもつので、すぐ高度に耕作されるであろう」（LJA, i. 166-7）と、スミスは考えていたのである。これらの言葉は、彼が正義論でも農業の改良・富裕の進歩を妨げる事情の探求をしていたことを示すものといえるであろう。彼が家族法論の中で奴隷の労働と借地人の労働の生産性を対比し、前者の労働の場合には労働誘因がないため、資財の蓄積がありえない次第を明らかにすると共に、十分の一税的な収奪は産業への「重大な支障」（LJA, iii. 124）であるとしていたことも、彼の志向がこうした事情の探求にあったことを示すものといえよう。

(48) 正義論でも、「奴隷による土地の耕作が自由借地人によるものほど有利になら」（LJA, iii. 111）理由が、奴隷や隷農の場合には、「その生産物がすべて主人に属する」（LJA, iii. 111）ため、「手間隙かけて土地に肥料をやったり耕したりする誘因をもちえない」（LJA, iii. 112）のに対し、自由借地人の場合には、「決められた地代」以上のものは「すべて彼自身の所有物になる」ので、「仕事へのより大きな熱意と敏活さをもち」、「土地に肥料をやって改良するのに金をかける」（LJA, iii. 113）点に求められているだけでなく、解放された農奴が「農場の耕作をすることを可能とする資材をもたぬ」（LJA, iii. 123-4）ことから生まれた分益小作農（steel-bow, or métayers）（LJA, iii. 123-4）の労働についても論じられようが（LJB, 290-293）ほど体系的でなく、奴隷論の歴史叙述の中で関説されているにすぎない。

(49) ウッドは、ロックの『政府論』が当時のペーコン主義的な農業改良思想に立脚する農業資本主義の先駆者であったとしてるが（Cf. Wood, N.: *John Locke and the agrarian capitalism*, Berkeley, 1984）スミスは、こうした農業改良＝農業近

代化＝農工分業＝商業社会形成という「近代社会成立史論」を『講義』の正義論と緩慢進歩論で展開していたのであり、その基礎の上に『国富論』の世界が構築されたことに注意された。

- (50) スキナーも、グラスゴウ版『国富論』の「総序」(WN, General Introduction, p. 32)で、上の農業を「最重要産業部門」とみる議論が『国富論』では工業商がそれに続くという議論に拡大されたとしているが、その理論的根拠については後述を参照された。

- (51) Cf. Skinner, A. S.: Introduction to his edition of *The Wealth of Nations* in Pelican Classics, 1974, pp. 37-38. 川島・小柳・関訳『アダム・スミス社会科学体系序説』七七―七九ページ参照。

- (52) たとえば、「人口稠密な都市の近郊にある地域ほど、人口が多く、よく耕作された農村地域はない」(LJB, 298)という言葉葉を「大都市の近くにあって、主人がよく変る土地は、町から遠く、一つの家族が長い間もち続けている土地よりずっとよく耕作されている」(LJA, i, 167)と対比せよ。

- (53) この議論の展開としての『国富論』第三編が「近代社会成立史論」としての性格をもっていることは、つとに小林教授によって明らかにされた点であるが(小林昇、前掲論文、二八七―二九一ページ参照)、上の緩慢進歩論の議論がこのような性格をもっていたことは、その基盤をなしていた正義論の議論と重ね合せるとき、より明瞭になることであろう。

- (54) 『国富論』第三編第一章の表題が、治政論の「the slow progress of opulence」論に代る「the natural Progress of Opulence」となっていることに注意されたい。この表題は、それ自体、後者が前者の主題の展開であることを示唆するものといえよう。

- (55) 小林昇、前掲論文、二八一ページ。

- (56) 「スミスの『重商主義』の定義は極めて抽象的であるのに、彼の問題意識は、全く現実的かつ具体的であった」(渡辺恵一、前掲論文、一〇二ページ)といわれることの根拠の一つはここにあるといえよう。

- (57) この主題にふれた最近の文献としては、渡辺恵一、『国富論』後半体系をめぐる諸問題——いわゆる重商主義の「例外」規定を中心にして——大阪市大『経済学雑誌』八一―六号、一九八一年がある。

- (58) 拙著、アダム・スミス『法学講義』研究序説——ハチスン『道德哲学体系』との対比的考察——『横浜市立大学紀要』社

会科学編新シリーズ第一号、一九八三年、第四章参照。

(59) われわれはすでに価格論と貨幣論の分離・分裂が価値論の割愛の一つの原因となっていた次第をみたが、貨幣論がこのように一面、価格論と共通する主題でありながら、他面、緩慢進歩論と共に成長理論の主題に深くかわっていたことも、治政論の編別構成そのものの問題性を示すものといえよう。

(60) 『国富論』第三編も、山崎怜氏の指摘するように、「否定条件の描出」(山崎怜、アダム・スミスと国家、大河内一男編『国富論研究』Ⅲ、一二二ページ)という形をとっているが、『講義』の場合には文字通りネガでしかなかったものが、『国富論』では第二編の再生産・蓄積・成長理論というポジに転化された上で、改めてそのネガ的検証がなされていることが注意されるべきであろう。

(61) 小林昇『増補国富論体系の成立』——アダム・スミスとジェイムズ・ステュアート、一九七七年、一五七ページ。

(62) スミスが重農主義者との接触・対決を通して概念的に明確化したのは、フィジオクラートのそれとは異なるスミスに、独自の「生産的労働」概念で(羽鳥卓也、アダム・スミスの蓄積と再生産の理論、一五九—一六六ページ。同、『国富論』における生産的労働と蓄積ファンダ、二二六—二三四ページ。藤塚知義、『国富論』における労働価値論の成立、一九〇—一九四ページ参照)、それを中核原理とする資本の蓄積と「国民経済の再生産という視点」それ自体は、既述のように、「すでにフランス旅行以前にスミスの思考のなかに根をおろしていた」(羽鳥、スミスの蓄積と再生産の理論、一四八ページ)ことも、この事実に対応するものといえよう。

(63) 『講義』の「収入・軍備」論と『国富論』第五編の相違点としては、後者では、①軍備論が第一主題となっている他、前者にはない②司法費論と③土木・公共事業論が展開されている反面、④国際法論は割愛されている点があげられるが、これらの相違のもつ意味については、後述を参照されたい。

(64) 山崎怜、前掲論文、一二八ページ。

(65) 前掲論文、一二二ページ。

(66) Bノートの副表題が「正義、治政、収入、軍備」となっていて、商業論は表示されていないことも、スミス「法学」の基

本主題が、正義の執行と平和の確保——そのための収入と軍備——にあり、それ以外は政府の主要業務とは考えられていなかったことを示しているのではないだろうか。

- (67) Hutcheson: *System*, II, p. 310.
- (68) *Ibid*, p. 311.
- (69) 拙著、前掲書、第三章参照。
- (70) Hutcheson: *System*, II, p. 317.
- (71) *Cf. Ibid*, pp. 318-9.
- (72) 拙稿、治政論の出自と分業論の成立、六六—六七ページ参照。
- (73) Stewart, D.: *Biographical Memoir of Adam Smith*, Kelley Rep. p. 68. 福鎌忠恕訳『アダム・スミスの生涯と著作』七八ページ。Scott, W. R.: *Adam Smith as Student & Professor*, Kelley Rep., p. 54.
- (74) Bノートの分業論が、前掲拙稿（とくに一〇五—八ページ参照）で論証したように、Aノートの重層的な分業論の展開を理論的に整理したものであったことを想起されたい。
- (75) 羽鳥氏によれば、『国富論』は、「国家的支配・臣従関係を捨象して、経済的過程それ自体の論理を追跡しようとする……純粋資本主義の想定」（羽鳥卓也、いわゆる『国富論草稿』について、四九ページ）に立脚するものだといわれるが、本稿はこうした見解にも、『国富論』全五編は最終編の国家・財政論に至る抽象から具象への上向体系であるとする見解にも組み入るものではない。
- (76) 拙著、アダム・スミス『法学講義』研究序説、第三章参照。
- (77) 前掲書、第四章参照。
- (78) 重商主義批判としての『国富論』第三—四編の関連については、『経済学の生誕』（一三〇ページ）における内田氏の指摘以来、さまざまな形で両編の有機的一体性が問題にされているが、両者の有機的一体性は上述のような『法学講義』治政論の構成から発生的にも裏付けられるであろう。

- (79) 小林昇、前掲書、とくに、三七―三八、一五七―九ページ参照。
- (80) 前掲書、三八ページ。
- (81) Cf. WN, e.g., III. i. 9, ii. 4, 6, V. i. 4, 20.
- (82) 拙稿、治政論の出自と分業論の成立、九五―一〇四ページ参照。
- (83) 前掲論文、九六―九八ページ参照。
- (84) Cf. e.g., WN, IV. vii. c, ix. 12 f., 38 etc.
- (85) スミスの歴史観のうちには、たしかに、一切の歴史認識が大なり小なりそうであるように、現代の人間本性のモデルを過去に逆投影することによって歴史を裁断する傾向がみられる。しかし、この事實は、必ずしも彼が「商品生産に対応する法」のみを唯一の自然法とし、それによって過去を一面的に裁断していたことを意味するものではない。スミスはたしかに歴史を分業・交換範疇で裁断するブルジョア文明史観に立脚していたが、生産力の発展に伴って「未開」から「文明」に至る各段階がそれぞれの段階の「自然」に即した「法」をもつことをそれなりに認めていたのであり、スミスが商品モデルの自然法で過去を一面的に裁断していたと断定することは、彼が社会認識の基本とした『感情論』の状況の論理とも相容れないのではないであろうか。
- (86) 内田『生誕』。その主題を展開した渡辺恵一、『国富論』第三・第四編の関連についての一考察、一〇三―四、一〇六ページ参照。
- (87) これらの点については、いうまでもなく、諸先学の諸論考、とりわけ、小林昇教授の諸論稿が大きく参照さるべきであろう。
- (88) 『国富論』の成立過程を法学からの「経済学の純化」ないし「経済学の法学体系からの自立化」として把握してきた従来の分析は、渡辺恵一氏の指摘するように、「スミスの『道德哲学』ないし『哲学的歴史』の方法的意義を『国富論』の内部で問う視点を希薄にし、『国富論』の「心理」的要因や「歴史」的要因を「経済学以前の哲学的残滓」ないし「経済理論の補助的領域」として処理させることになっていたが(渡辺恵一、前掲論文、九五ページ)、こうした従来の『国富論』解釈の限界

を揚棄する道は、最近の一部の研究にみられるように、『感情論』の論理を一面的にふくらませて、それによって『国富論』を切る『感情論』万能主義のうちにはなく、ハチスン↓『感情論』↓『法学講義Aノート』↓『Bノート』↓『国富論』の関連のうちに、スミスにおける経済学生誕の鍵を探求することのうちにあるのではないであらうか。

(一九八五年九月一〇日脱稿)

《追記》

本稿の第一・二・三節の骨子は、一九八五年一月九日に甲南大学で開催された経済学史学会第四九回全国大会において報告させていただいた。具体的な論証ぬきの抽象的な報告でしかなかったにもかかわらず、ご清聴いただいた多数の出席者ならびに質問者の方々に対し、心から御礼申上げると共に改めてご教示・ご批判を乞う次第です。